



舟橋村地域福祉計画

－ 第 1 期 －

(計画期間：令和 4 年度から令和 8 年度)



舟橋村

はじめに

本村では、子どもや若い世帯の人口が増加しています。しかし社会構造の変化とともに、高齢化や核家族化が進展しているため、地域のつながりが希薄化し、育児・介護・障がい・貧困などの課題を複合的に抱える世帯や、生活の悩みを相談できず地域で孤立してしまう世帯など、地域福祉の課題は多様化する中、地域で課題を解決していく地域力を高め、お互いに支え合う「共助」の仕組みづくりが求められております。

舟橋村地域福祉計画では、「地域住民」を地域福祉推進の主体として位置付けるとともに、地域住民と支援する関係機関との連携が円滑に行われ、それぞれの役割を果たしながら支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちの実現に向けた道筋をお示しすることを主な内容としています。

また、本村では「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」をまちづくりの基本理念とした第5次舟橋村総合計画において「新たな魅力をつくる」ことは、すべての人々が「毎日笑顔で暮らしを営み」、そして「かがやく未来をひらく」ための活動そのものです。舟橋村の魅力を創造し、子どもから高齢者まで、舟橋村のすべての人々にとってやさしい環境づくりを進めていくことが必要です。村民一人ひとりが夢や希望を叶え、心の豊かさや生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりをその根幹と位置付けて着実に実行して参りたいと考えておりますので、皆様方のより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたりお力添えを賜りました、策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。



令和4年3月
舟橋村長 古 越 邦 男

 目次**第1章 計画の趣旨等**

1 地域福祉計画策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	5
4 地域福祉計画と他計画との関係	6
5 計画の基本的考え方	7

第2章 地域福祉の現状

1 人口と世帯の動向	8
2 高齢者や障害者等の現状	11
3 地域の福祉活動の現状	18

第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念	25
2 計画の目標	25
3 施策の体系	30

第4章 計画の内容

1 とともに支えあう「ひとづくり」	
(1) 生涯を通じた自立と支えあいの推進	31
(2) 福祉を担う人づくり	31
(3) 地域のふれあい、支えあい活動の充実	33
2 安心して暮らせる「地域づくり」	
(1) 身近で行う相談支援の体制づくり	36
(2) サービスを利用しやすい仕組みづくり	38
3 安全と安心のある「福祉の環境づくり」	
(1) 避難行動要支援者への支援	41
(2) 地域で安心して暮らせる環境の整備	42
(3) 地域内での再犯防止に向けての仕組みづくり	44

資料編

1 舟橋村地域福祉計画策定委員会委員名簿	46
2 地域福祉計画アンケート調査結果	47

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

地域社会では、少子高齢化や核家族化の進行などを背景とする社会環境の変化、個人のライフスタイルの変化などにより、かつての地域が持っていた住民相互の社会的なつながりが希薄化し、地域社会の支え合う力は弱くなっています。また、生活不安やストレスが増大し、自殺や家庭内暴力、虐待、ひきこもり、高齢者の認知症患者の増加や孤立死、消費者被害などの新たな社会問題が生まれています。

このような個々が抱える様々な問題などの福祉ニーズに対して、今後も福祉施策の充実を図ることが求められています。しかし、一人暮らし高齢者や障害者の日常のちょっとした手伝いのような公的福祉サービスでは対応できない生活支援や、介護対象にならない軽度障害の方々の支援等、既存システムでは対応しきれない制度の隙間の問題も増えています。

そこで、地域で生活する住民一人ひとりが努力すべきこと『自助』、地域で生活する人々が協力して行う日常的な生活支援活動『互助・共助』と、行政が行う公的福祉サービスの提供『公助』が相互に連携し、地域の中で、一体的、複合的に機能することによって、すべての人が共に支え合い、助け合い、安心して暮らせる社会の実現を目指すこととなります。

住民の誰もが、住み慣れた地域でいつまでも健康で、安心して暮らしていくために、地域の福祉ニーズを、地域住民、地域団体、サービス事業者、そして行政等が共通に認識して、課題の解決や目標の達成に向けて協働していくことが求められています。

地域福祉計画は、このような地域福祉を推進することを目的とするもので、地域住民、ボランティア団体等の住民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を担い、連携していくための指針として策定したものです。

『自助』…… 自分のことは自分でする、自らの健康管理（セルフケア）

など

『互助』…… ボランティア活動、住民組織の活動など

『共助』…… 介護保険に代表される社会保険制度及びサービスなど

『公助』…… 一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護、

虐待対策など



（平成25年地域包括ケア研究会報告書より抜粋）

2 計画の位置づけ

本計画、第5次舟橋村総合計画（令和3年度～令和7年度）を上位計画とした地域福祉を推進するために策定したものです。福祉分野における各個別計画の『高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『障害者計画・障害福祉計画』、『子ども・子育て支援事業計画』などと整合性を図るとともに、これらの計画を地域において総合的に推進するための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画となっています。

また、舟橋村社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、地域福祉計画で取り上げた目標等を具体化していくための性格を持つことから、相互に連携を取りながら、地域福祉を推進していきます。

3 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、内容は必要に応じて見直すこととします。

【社会福祉法での位置付け】※社会福祉法より抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

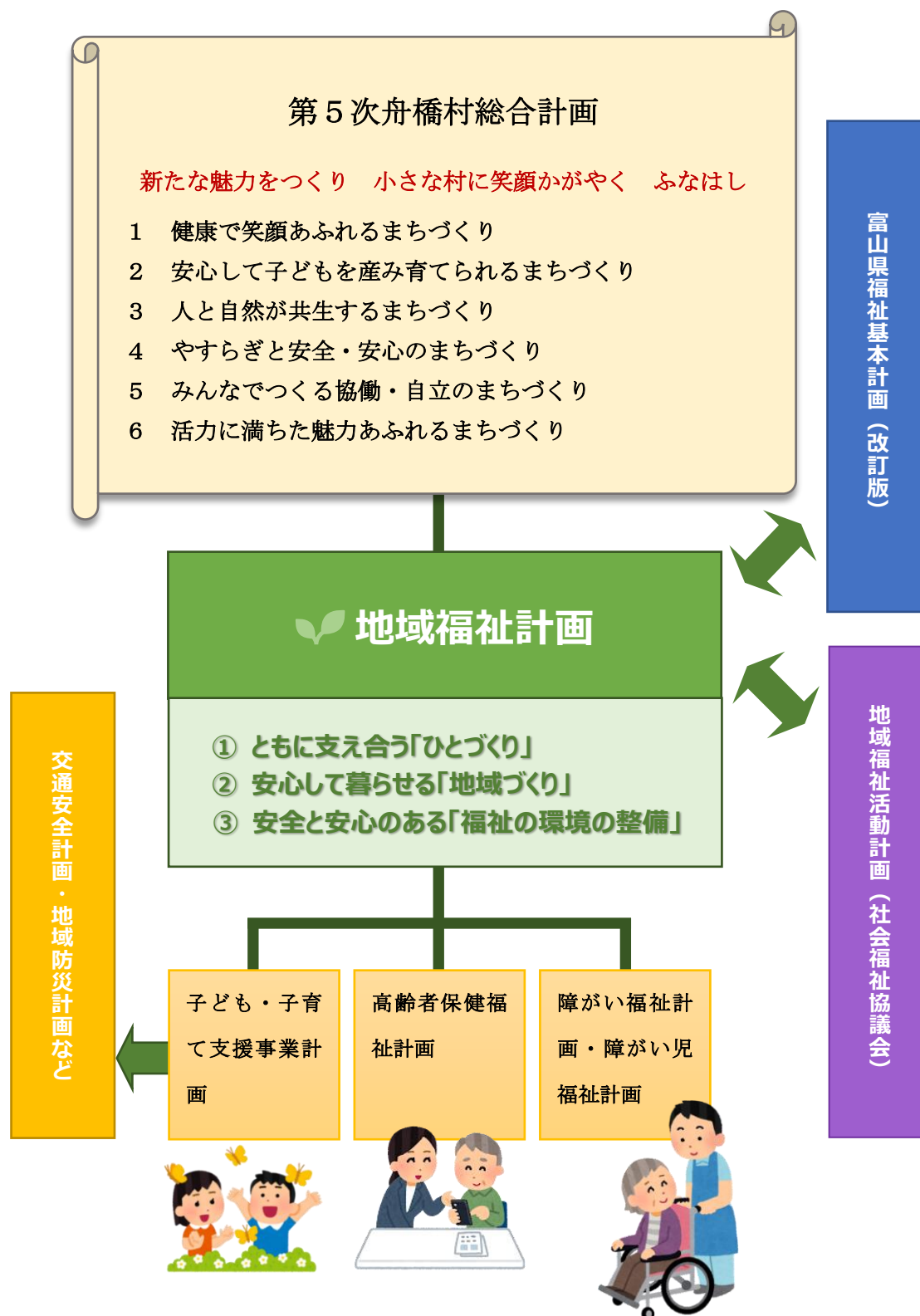
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するように努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

4 地域福祉計画と他計画との関係



5 計画の基本的な考え方

これからの社会においては、個人が尊厳をもって家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活が送れるよう、相互に尊重し合い、共に支え合って生きていくような、地域の共同体意識に基づいた支援が求められます。

このため、本計画では、従来の福祉サービスが対象としてきた高齢者や障害者などとともに、元気な高齢者や介護・養育を行う家庭、福祉サービス関係者やボランティア、地域の福祉を支える住民など、すべての村民を対象とする計画とします。また、高齢者、障害者、児童などの対象分野別ではなく、教育、就労、住宅、交通施策などの連携を図りながら、福祉に関する施策の共通部分を横断し、ともに支え合う『ひとづくり』、安心して暮らせる『地域づくり』、安全と安心のある『福祉の環境づくり』の施策を柱とします。

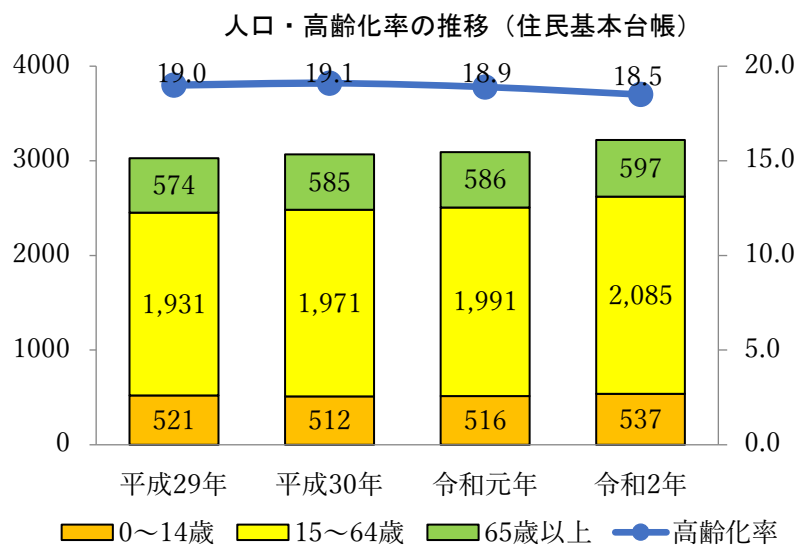


第2章 地域福祉の現状

1 人口と世帯の動向

(1) 人口の推移

本村の直近の人口動向を住民基本台帳人口でみると、平成29年の3,026人から令和2年は3,219人へと増加傾向にあります。また、高齢化率は平成29年は19.0%となっており、令和2年は生産年齢人口が増加したことに伴い高齢化率は18.5%と減少しています。



（単位：人、％）

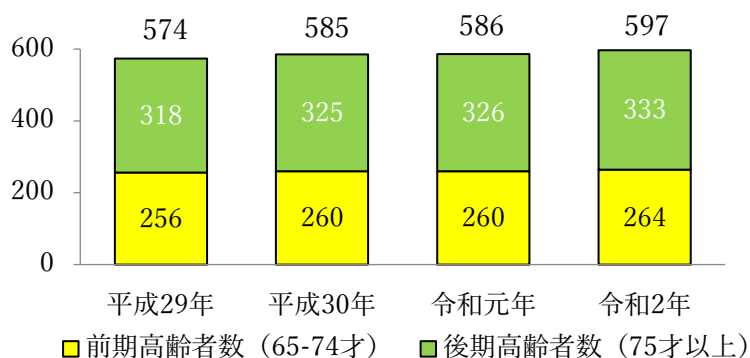
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口(人)	3,026	3,068	3,093	3,219
年少人口(0～14歳)	521	549	516	537
構成比(％)	17.2	16.7	16.7	16.7
生産年齢人口(15～64歳)	1,931	1,971	1,991	2,085
構成比(％)	63.8	64.2	64.4	64.8
高齢者人口(65歳以上)	574	585	586	597
構成比(％)	19.0	19.1	18.9	18.5

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在、日本人）

(2) 老年人口構成の推移

さらに、高齢者の構成をみると、前期高齢者及び後期高齢者とも平成29年から横ばいもしくは微増で推移しています。

■高齢者構成の推移（住民基本台帳）

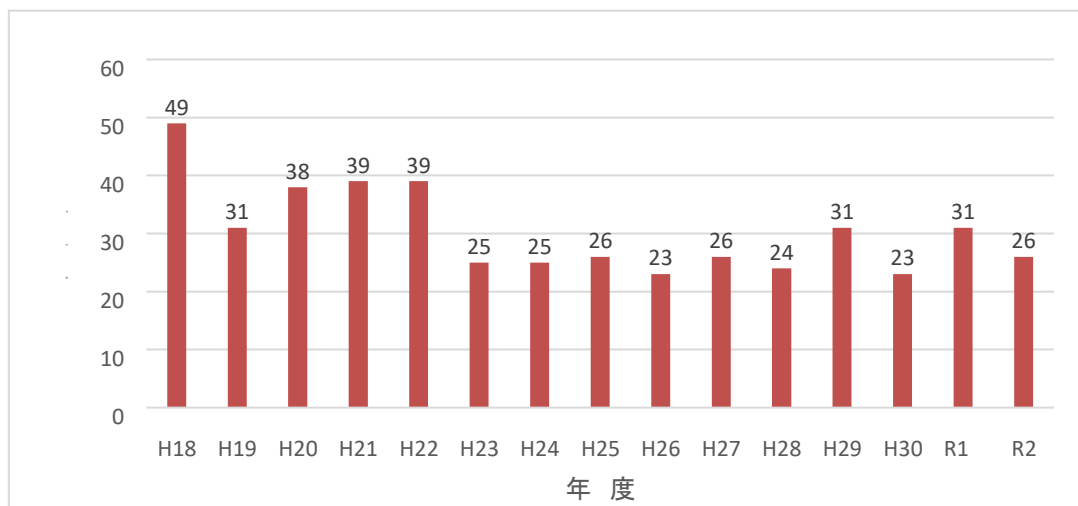


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在、日本人）

（３）出生数等の推移

出生数の推移をみると、平成 18 年の 49 人をピークとして、減少傾向にあります。最近では平均 25 人程度で推移しています。

■出生者数の推移

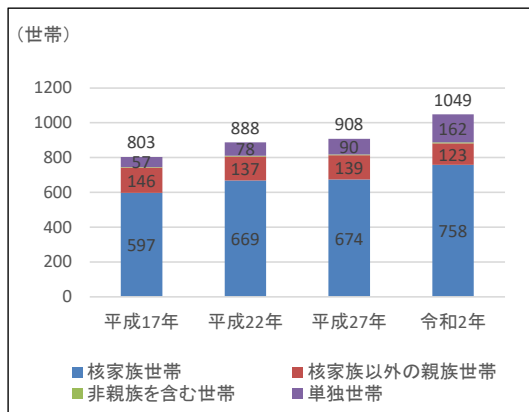


（４）世帯数の状況

世帯数は大幅に増加しており、令和 2 年で 1049 世帯となっています。内訳をみると、核家族世帯数や単独世帯の増加が大きくなっています。

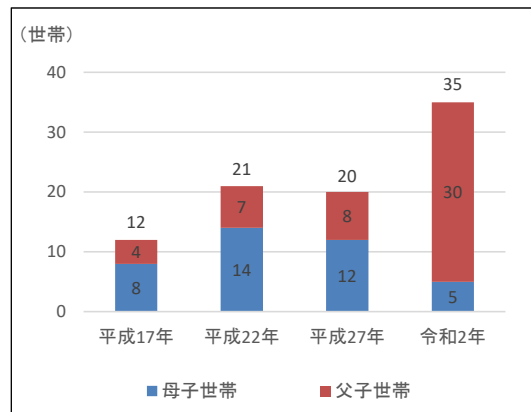
ひとり親世帯数の推移をみると、平成 27 年から令和 2 年にかけて、父子世帯が大幅に増加しています。

■世帯数の推移



資料：国勢調査

■ひとり親世帯数の推移

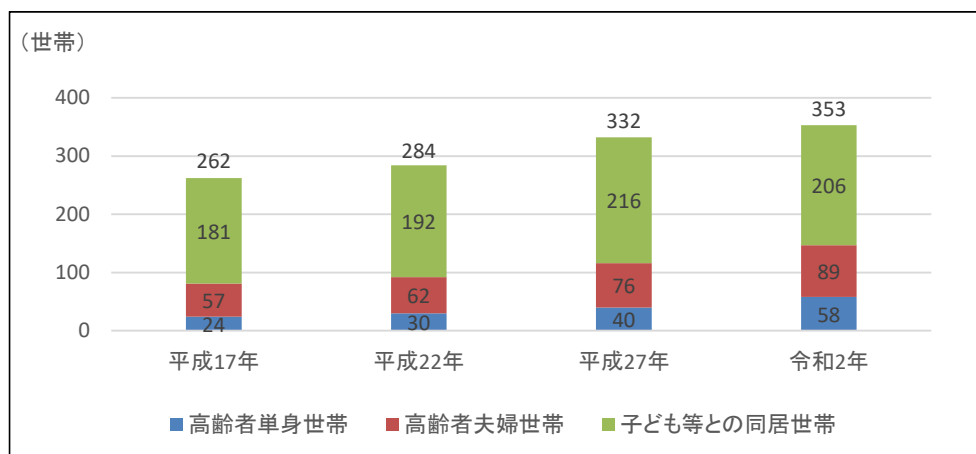


資料：国勢調査

また、高齢者のいる世帯も平成17年の262世帯から令和2年の353世帯へと増加しています。

世帯構成別でみると、平成17年から令和2年では「子ども等との同居世帯」、「高齢者夫婦世帯」、「高齢者単身世帯」（ひとり暮らし世帯）ともに増加傾向にあります。

■高齢者世帯の推移



■高齢者世帯の構成比の県との比較（令和2年）

	舟橋村	県
高齢者のいる世帯	33.7%	50.9%
高齢者単身世帯	5.5%	11.5%
高齢者夫婦世帯	8.5%	12.6%

資料：令和2年国勢調査

2 高齢者や障害者等の現状

(1) 要介護認定者の現状

本村の要介護認定者数は、令和3年3月末日現在122人で、その内65歳以上の認定者数は120人です。また、要介護認定者のうち89.3%が75歳以上の後期高齢者となっており、後期高齢者の増加が、今後の介護保険制度の運営に大いに影響を与えることが予想されます。

舟橋村の要介護認定率(第1号被保険者に占める認定者の割合)の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和3年3月末日では20.3%となっておりますが、富山県、全国と比較すると高くなっており、今後の課題となっております。(令和元年度末データでは、富山県18.7%、全国18.4%)

◆要介護認定者数(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満	0	1	1	0	0	0	0	2
65歳以上	1	1	3	3	1	1	1	11
75歳以上	8	12	27	15	18	17	12	109
合計	9	14	31	18	19	18	13	122

◆要介護認定率の推移(単位：人)

	H30年	R1年	R2年
第1号被保険者数	584	595	602
要支援認定者数	28	27	28
要介護認定者数	90	94	94
認定率	20.2	20.3	20.3

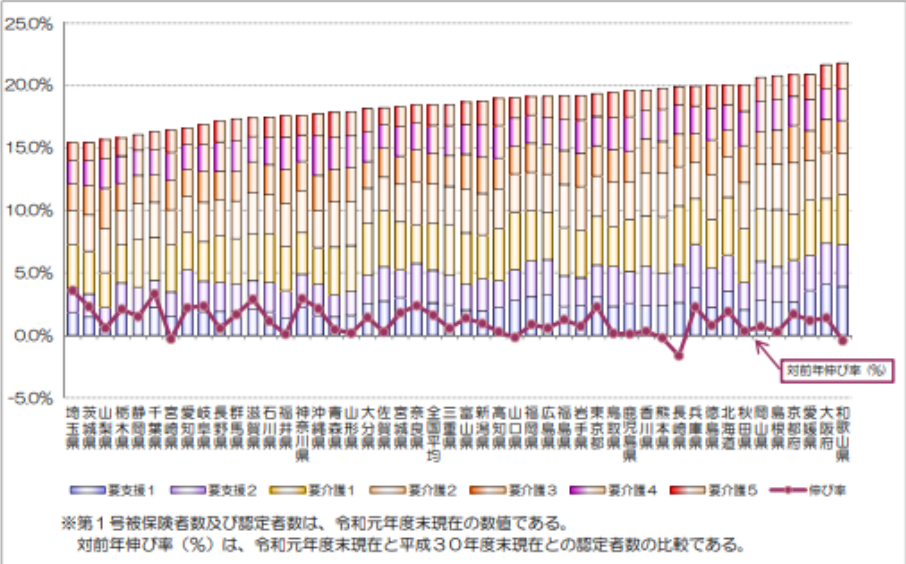
【参考】

3表 都道府県別 第1号被保険者に占める認定者の割合（年度末現在）（単位：千人）

都道府県	認定者数	第1号被 保険者数	認定率 (%)	都道府県	認定者数	第1号被 保険者数	認定率 (%)	都道府県	認定者数	第1号被 保険者数	認定率 (%)
全 国	6,558	35,548	18.4	富山県	63	336	18.7	島根県	48	229	20.8
北海道	332	1,659	20.0	石川県	58	333	17.5	岡山県	117	567	20.7
青森県	74	417	17.8	福井県	41	233	17.6	広島県	156	818	19.1
岩手県	78	406	19.2	山梨県	39	249	15.6	山口県	88	465	19.0
宮城県	116	637	18.3	長野県	112	651	17.2	徳島県	49	243	20.0
秋田県	72	360	20.1	岐阜県	101	602	16.9	香川県	59	302	19.6
山形県	64	359	17.9	静岡県	175	1,088	16.1	愛媛県	92	442	20.9
福島県	111	580	19.2	愛知県	311	1,875	16.6	高知県	47	245	19.0
茨城県	130	841	15.4	三重県	98	529	18.5	福岡県	267	1,400	19.1
栃木県	88	557	15.8	滋賀県	64	367	17.4	佐賀県	45	245	18.2
群馬県	100	575	17.3	京都府	154	738	20.8	長崎県	86	434	19.9
埼玉県	298	1,938	15.4	大阪府	516	2,380	21.7	熊本県	107	544	19.8
千葉県	278	1,706	16.3	兵庫県	313	1,569	19.9	大分県	68	373	18.1
東京都	608	3,140	19.4	奈良県	77	417	18.4	宮崎県	57	348	16.4
神奈川県	406	2,308	17.6	和歌山県	67	309	21.8	鹿児島県	100	514	19.6
新潟県	135	718	18.8	鳥取県	34	177	19.4	沖縄県	58	325	17.7

※数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない場合がある。

図2 都道府県別 第1号被保険者に占める認定者の割合



※第1号被保険者数及び認定者数は、令和元年度末現在の数値である。
対前年伸び率(%)は、令和元年度末現在と平成30年度末現在との認定者数の比較である。

厚生労働省：「令和元年度 介護保険事業報告 概要」より

(2) 身体障がい者の現況

本村で身体障害者手帳の交付を受けている人は、令和2年3月末日現在88人で、人口千人当たり約27人となっています。障害区分別でみると、肢体不自由者が全体の46.5%で約半数を占め、内部障害者が40.9%、聴覚平衡障害者が6.8%、視覚障害者が5.6%となっています。

身体障害者の程度等級でみると、令和元年度で「重度(1・2級)」が43人(46.8%)、「中度(3・4級)」が40人(43.4%)、「軽度(5・6級)」が9人(9.8%)という構成になっています。

◆障がい別の身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障害	5	5	5	5	5	5
聴覚・平衡障害	8	8	6	5	6	6
肢体不自由障害	45	42	45	42	41	41
内部障害	32	36	39	42	40	36
音声・言語障害	0	0	0	0	0	0
合 計	90	91	95	94	92	88

(3) 知的障がい者の状況

本村の令和2年度の療育手帳所持者数は26人で、その内訳は重度が10人、中・軽度が16人となっています。

◆療育手帳所持者数

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度	A	7	7	7	7	8	10
中・軽度	B	15	12	17	18	18	16
合 計		22	19	24	25	26	26

(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳とは、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象とした手帳で、自立した生活と社会参加を助けるための制度です。

本村の令和2年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は23人で、その内訳をみると「1級」が1人、「2級」が9人、「3級」が13人となっています。
人口千人当たり約7人となっています。

また、自立支援医療とは、精神疾患で通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です。本村の令和2年度の自立支援医療対象者は22人で、人口千人あたり約7人となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 級	2	1	1	1	1	1
2 級	6	7	8	8	12	9
3 級	4	5	8	8	10	13
合計	12	13	17	17	23	23

◆自立支援医療対象者

(人)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
8	11	21	19	27	22

(5) 生活保護の状況

生活保護制度は、生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援することが目的です。

ここ数年の生活保護の状況をみると、保護世帯は年に 1～2 人程度で、0 人の時もあります。

※生活保護の実施機関について

生活保護の実施については、原則として、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が法定受託事務として行いますが、ほとんどの町村については福祉事務所を管理していないため、その町村を包括する都道府県知事が実施しています。なお、保護費については、扶助費のうち、4 分の 3 を国が、4 分の 1 を実施機関(都道府県及び市など)が負担しています。

(6) 支援を必要とする人に対する公的サービスの現状と福祉の課題

①介護保険サービス

介護保険サービスの利用者は、年々増加してきており、令和 2 年度では平成 28 年度に対し 12.3%増の 122 人となっています。

また、令和 2 年度の地域密着型サービスの利用者は 13 人で、平成 28 年度の利用者と同数でした。

また、富山県の特徴として、施設利用者の割合が高いことが挙げられますが、本村に

においては令和2年の施設利用者数は41人で、平成28年度の40人からほぼ変化はありませんでした。

介護や支援を必要となっても住み慣れた家庭や地域で生活を続けていくために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス及び地域のインフォーマルなサービスを包括的に提供できる『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取り組みを行っていく必要があります。

《主な高齢者福祉の課題》

◇生活支援サービス

・ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるように日常生活の支援が重要となります。そして、高齢者一人ひとりの状態にあった適切なサービスを提供することで高齢者の自立支援を推進する必要があります。現在、移動販売車による販売が行われていますが、今後移動手段のない高齢者に対して、移送サービス、外出支援サービス等を含めた諸サービスの検討が必要になります。

◇認知症対策の推進

・高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加することが見込まれます。認知症は誰にでも発症する可能性のある病気です。認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活できるようにするためには、誰もが自らの問題として認識し、認知症になっても安心して生活できる社会を構築し、地域全体で支えていくことが大切です。これまで取り組んできた認知症の方や家族を支援する取り組みを踏まえつつ、認知症施策のさらなる推進を図る必要があります。

◇介護者への支援

・高齢化の進展に伴い、高齢者が高齢者を介護する老老介護や、介護は専門家に任せる家庭が増加し、家族介護力の低下が問題となっています。また、介護度が重くなるほど介護負担は重いといわれ、いつまで介護が続くのかなど不安も大きく、在宅介護を推進していく上で、介護家族への支援の必要性は高まっています。こうした状況に対応して、介護者への支援を強化し、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る必要があります。

① 障害福祉サービス

平成28年6月に行われた障害者総合支援法の見直しで、円滑な地域生活のための新たなサービス(自立生活援助等)の創設が盛り込まれ、平成30年4月に施行されました。現在、村内には相談支援事務所が2か所あり、障害者やその家族が気軽に相談できる環境となってきました。また、新しくグループホームも建設され、住み慣れた地域で安心して

暮らしていけるような体制の整備が進められていますが、今後、ますます地域生活を支援するサービスの充実や地域生活拠点支援事業の整備に取り組む必要があります。

《主な障害者福祉の課題》

◇自己決定の尊重の意思決定の支援

- ・障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自らの意思で主体的に行動し社会参加できるよう支援を行う。

◇一元的な障害福祉サービスの実施

- ・障害のある人が、住み慣れた地域で適切な障害福祉サービスを受けることができるように、制度の周知とともに、サービスの充実を図る。

◇地域生活への移行・継続、就労を支援するサービス提供体制の整備

- ・入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などに対応するため、地域の社会資源を活用した生活支援の拠点づくりなど体制整備を進める。
- ・また、同時に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

◇地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域のあらゆる住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を進める。

◇障害児の健やかな育成のための発達支援

- ・障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図る。

② 児童福祉サービス

近年、少子化の急速な進行や核家族化、育児不安や児童虐待の増加など、家庭や地域における子育て力の低下が著しく、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、平成 24 年 8 月に国は子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本とした『子ども・子育て支援法』を制定しました。また、平成 28 年の児童福祉法の改定により、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることが明確化され、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援体制の拡充を進めているところです。

本村では、令和 2 年度から 5 か年における『子ども・子育て支援事業計画』を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに育つため、子育て支援策や保育サービスの充実、児童関連施設整備などを行い、子供を取り巻く環境の変化に対応した安心・安全な環境づくりを推進しています。

《主な児童福祉の課題》

◇保護者の就労形態の多様化

- ・各種保育サービスの充実を図り、新たな保育ニーズにも実情に応じ検討する。(延長保育、病児保育等)
- ・放課後児童対策の充実

◇子育て不安や負担感を持つ人を減少させる、地域で子育ての悩みを持って孤立している人を減少させる。

- ・子育て情報の提供と相談窓口の充実
- ・地域で支え合い・助け合いによる子育て支援の充実・ふれあい交流の促進や場の提供

◇ひとり親家庭への支援

- ・増加傾向にあるひとり親家庭が安心して生活できる支援策

◇子どもの食生活等適切な生活習慣を確立する。

- ・偏食解消への取り組み「食」を通じた健康づくりの推進

◇子どもの権利を大切に守り、子どもの安全を守る

- ・虐待防止対策の推進、地域での見守り活動・防犯活動の促進

◇子どもが健やかに育つ環境を創る、地域における子育て力を高める

- ・地域での多世代交流・異年齢交流等多様な交流の促進、子育てにやさしい生活環境の整備

3 地域の福祉活動の現状

(1) 自治会活動

自治会は、その地域の住民が日常生活の中で様々な問題を共同で解決し、より住み良い地域社会をつくっていくための、自主的に活動している最も身近な住民組織です。

少子高齢化や核家族化が進み、地域社会における課題は益々複雑化・多様化しており、これらに対応するためには、住民同士の心が通じ合う地域づくりが必要になっています。

自治会は助け合う住みよい地域づくりに大きな役割を果たしています。

現在、本村で行われている自治会活動は、既存住民と新規住民との交流の役割を果たしています。宅地開発により転入者が増加し、新旧住民の繋がり構築は村の課題であり、自治会活動の活発化が必要であると考えられます。

自治会の活動を推進するために、自治会独自のイベントなどに対して助成を行うコミュニティ振興交付金を活用する自治会もあり、今後はこの制度のさらなる周知を行い、自治会の自主的な活動の推進につなげていきます。

新たな取り組みのきっかけになるよう、他の自治会で実施している地域活動を紹介し、多くの方が参加しやすいよう周知を図ります。

(2) ボランティア活動

現在、ボランティア活動は、福祉分野のみならず「環境保全・自然保護」「伝統文化の継承や芸術の普及」他、多様な分野においてその力が発揮されています。

舟橋村のボランティア活動は、子どもたちの安全を守る見守り隊をはじめ、環境美化や緑化活動などに取り組む方が多く「地域のために何か協力したい」「子どもたちのために何かしたい」という思いで活動が続けていられています。

ボランティアの参加者を見ると、固定メンバーが多く見られ、新たなメンバーの参加が課題であるほか、参加する方の年齢も高齢化が進んでいる状況が見られます。

舟橋村が進める「子育て共助のまちづくり」は住民同士の繋がりを深め、異世代交流や新旧住民とのつながりを強化する必要があります。特に災害時には近隣住民との助け合いが必要であるほか、困りごとの相談や安否確認などで、日頃からのつながりを深めることが大切となります。

村としては今後、社会福祉協議会などの関係団体と連携し、ボランティアスタッフの発掘や確保に向けた取組を行っていく必要があると考えています。

(3) 老人クラブ

令和3年4月現在、会員数が128名となっています。

主な活動としては、

- ・毎週金曜日の小学校低学年の下校時に、通学路等に立ち街頭監視を行っています（舟橋村安全見守り隊）。

- ・よらんまい家や100歳体操、基会等のレクリエーション活動を週一で実施しています。
- ・夏場に環境美化活動として、公共施設周辺の清掃・草刈り作業を実施しています。

課題としては、

- ・高齢者の数は増えてきているものの会員数が減少傾向でになっていること。
 - ・コロナ禍の影響により活動等が制限され、交流の機会が減少していること。
- が挙げられます。

(4) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、それぞれ担当する区域内で、住民の立場に立った地域福祉推進のため幅広い活動を行っています。(民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年です)

主な活動としては、地域の心配ごとの相談や助言等の援助、高齢者のニーズや地域における問題の発見やその対策の検討などを行う社会調査活動、福祉サービスの利用の情報提供及び福祉サービスの申請などに必要な証明書の発行を行う事務、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障害者世帯などへの友愛訪問、安否確認のための訪問活動などがあります。行政や社会福祉協議会、関係諸機関などと連携し、身近な地域における支援活動を行っていくことが期待されます。

また、民生委員は、児童福祉法による児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉の向上のため必要な相談・援助を行っています。

民生委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

本村では、民生委員・児童委員は8名おり、うち1名は主任児童委員です。

(5) 舟橋村社会福祉協議会

舟橋村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。(社会福祉法第109条)

◇地域福祉の推進 地域総合福祉推進事業 ～ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業～

- ・地域には、健康や生活に不安のある方、介護・子育てに悩んでいる方、孤独を感じている方、孤立している方など様々な福祉課題を持って生活している方々がいます。ケアネット活動は、そのような方々に対し、地域の人ができる見守りや話し相手などの支援活動を通して、地域住民の相互の支え合いをつくるとともに保健や福祉など生活を支援する関係者ともネットワークをはることで、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めようとする活動です。
- ・また、村・社会福祉協議会・地域包括支援センターと連携しながら、重層的支援体制整

備事業にも取り組んでいきます。

◇ボランティア活動の推進

- ・地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに組織的なボランティア活動の育成、援助と必要な連絡調整を行ない、社会福祉の増進に貢献するために活動しています。
- ・舟橋村では、約 20 程のボランティアグループがあります。また、小中学校とも協力して福祉教育の推進事業を行っています。（ふれあいボランティア体験や 14 歳の挑戦など。）

◇居宅介護事業（舟橋村ホームヘルパーステーション）

- ・ホームヘルパーがお宅を訪問し、身の回りのお世話をします。
- ・介護保険法及び障害者福祉法に基づくホームヘルプサービス（富山県知事指定）
《内容》 調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助・身体介護・受診介助など

◇日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

- ・判断能力が低下したことにより、福祉サービスの利用の仕方や公共料金等の支払い援助、又は通帳や印鑑、証書などの大切な書類の預りサービス等を行います。（有料）

◇生活福祉資金貸付制度（富山県社会福祉協議会委託事業）

- ・低所得者、障がい者、高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

◇生活困窮者自立支援事業（富山県社会福祉協議会委託事業）

- ・失業して生活にお困りの場合など、就労相談や家計相談など応じます。

◇地域支援事業

- ・舟橋村地域包括支援センターでは、①介護予防マネジメント、②総合相談、③虐待対応などの権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント、⑤生活支援体制整備事業を行っています。

◇「ふなはしふくし」の発行

- ・舟橋村住民の方に、社会福祉協議会への理解を深めていただくため、また村内で行なわれる地域福祉やボランティア関係の事業をお知らせするために、年 6 回「ふなはしふくし」を発行しています。（現在 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の舟橋村の広報誌に折込み）

◇福祉関連団体の事務局

- ・舟橋村民生委員児童委員協議会・日本赤十字社富山県支部舟橋村分区

※『地域福祉活動計画』

地域福祉の推進の中核的な役割を担っている村社会福祉協議会が、民間の活動・行動計画として、地域福祉の推進を基本理念として、地域住民や社会福祉関係者、ボランティア団体などが相互に協力して、住民等の活動及び行動を計画したものが『地域福祉活動計画』です。

地域福祉の推進に当たっては、行政と村社会福祉協議会が相互の役割を認識し、『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』の2つの計画により、地域福祉を推進していく必要があります。

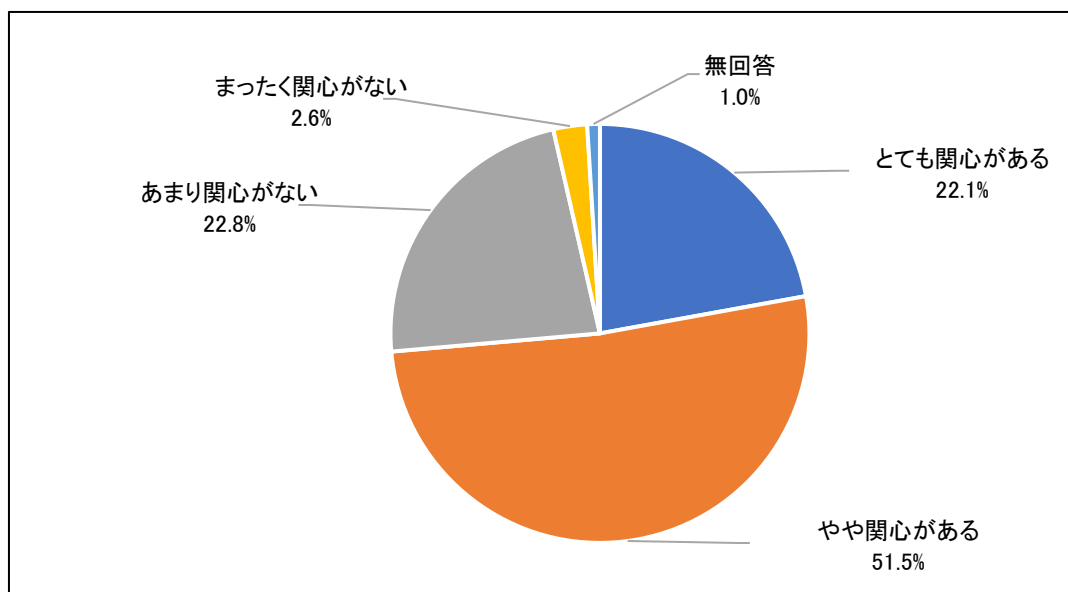
(6) 地域福祉に対する考えや地域活動の状況

地域福祉に対する考え方や地域活動の参加状況などの実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、舟橋村に居住する18歳以上の村民を対象に、600人を無作為に抽出して地域福祉に関するアンケート調査を令和3年9月に実施しました。

回収数は307人でした。(以下アンケート抜粋)

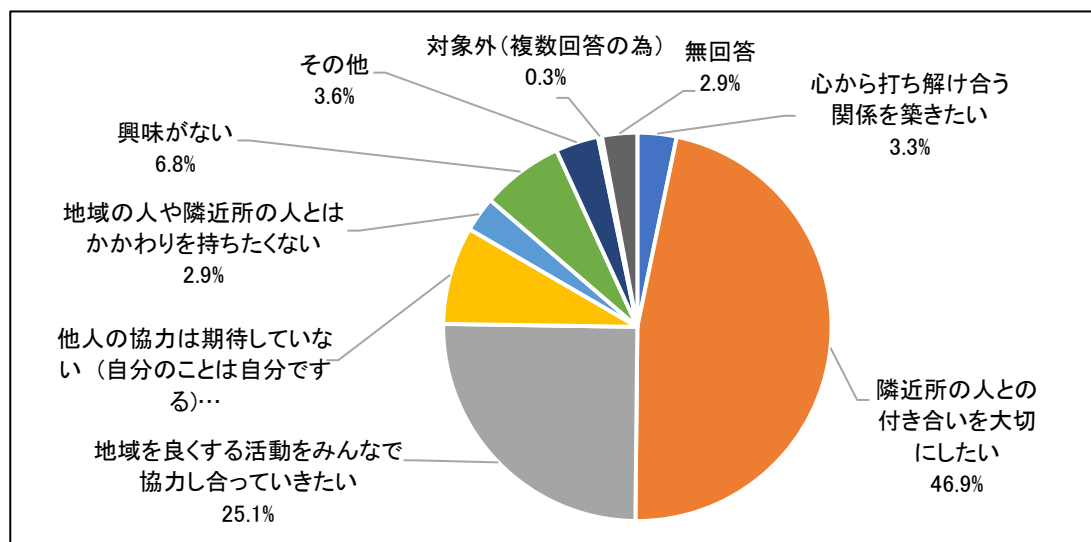
《福祉への関心》

福祉に関心がある人は、『やや関心がある』(51.5%)と回答している人が最も多く、『とても関心がある』(22.1%)と合わせると73%の人が福祉に関心を持っています。一方、『あまり関心がない』、『まったく関心がない』を合わせると25.4%となっています。



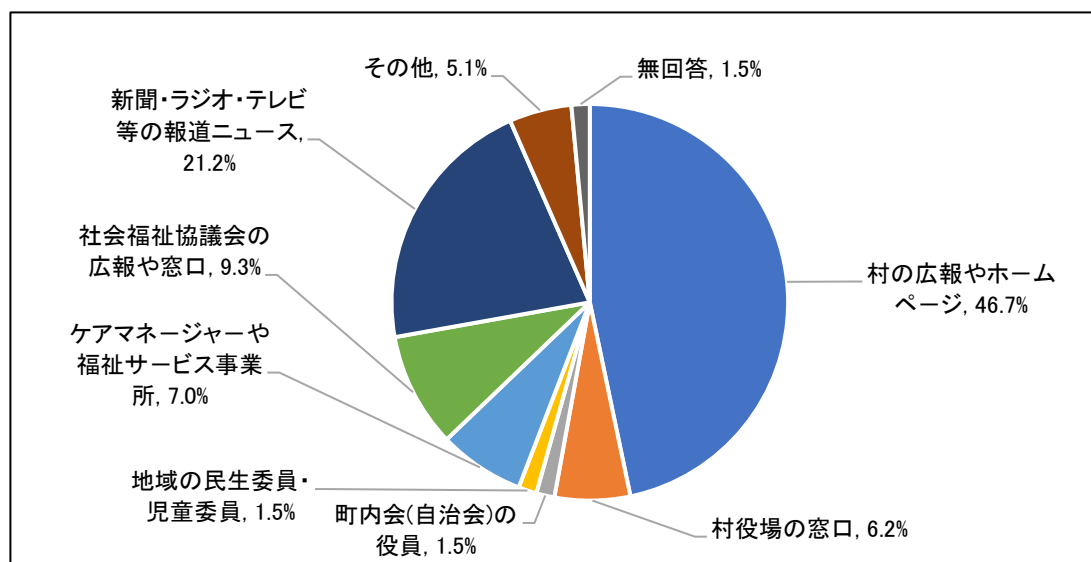
《地域での付き合いについて》

地域での人とかかわりについて、隣近所のつきあいを大切にしたいと考えている人は半数程度（46.9%）おり、「地域を良くする活動をみんなで協力し合っていきたい」まで含めると、多くの人が地域で何らかの人とかかわりを大切にしたいと考えています。



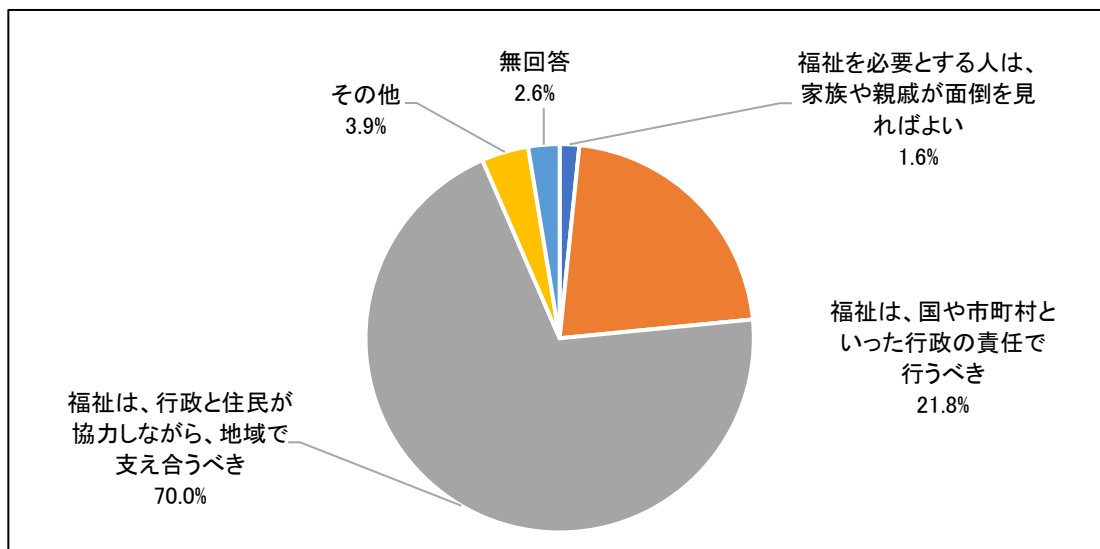
《福祉サービスに関する情報の入手先》

『村の広報やホームページ』が46.7%、次に『新聞・ラジオ・テレビ等の報道ニュース』（21.2%）、『社会福祉協議会の広報や窓口』（9.3%）となっています。



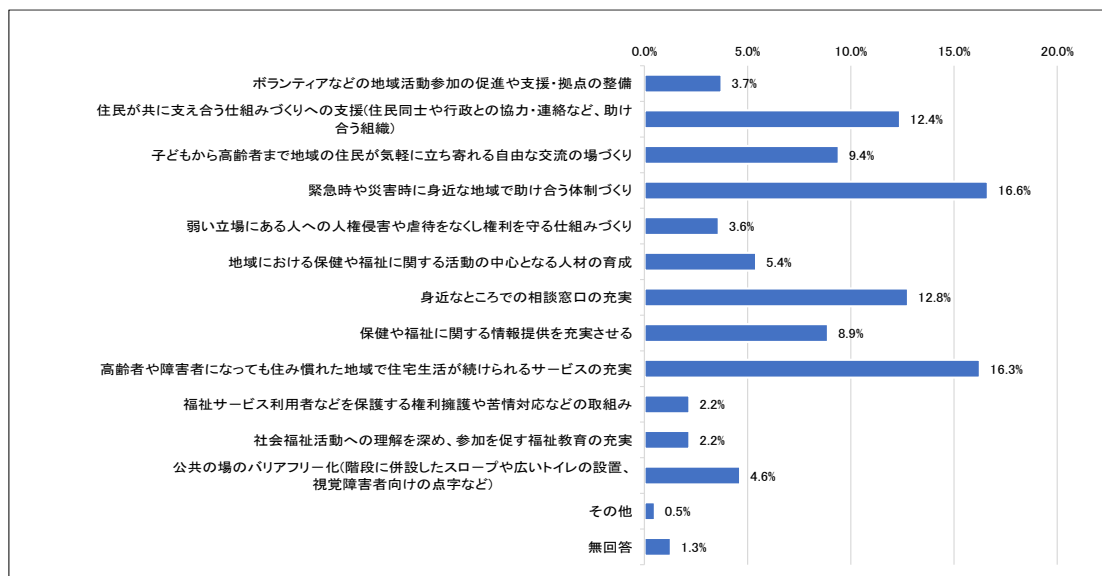
《福祉のあり方について》

福祉のあり方については、多くの人が行政と住民がともに協力しながら地域で支え合うべきと考えています。



《地域福祉のまちづくりのために取り組むべき優先施策》

『緊急時や災害時に身近な地域で助け合う体制づくり』(16.6%)が第1位で、次いで『高齢者や障害者になっても住み慣れた地域で住宅生活が続けられるサービスの充実』(16.3%)、『身近なところでの相談窓口の充実』(12.8%)、『住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援』(12.4%)、『子どもから高齢者まで地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場づくり』(9.4%)の順になっています。



(7) 地域の福祉関連施設の現状

本村における福祉を支える福祉関連施設(事業所)は、次のとおりです。

(令和3年4月現在)

分類	区分	事業所・施設名	所在地
福祉関連	社会福祉協議会	舟橋村社会福祉協議会	舟橋村佛生寺55
		舟橋村地域包括支援センター	舟橋村佛生寺55
	保健福祉センター		
	厚生センター	富山県中部厚生センター	上市町横法音寺40
保育所・学校 関連	中学校	舟橋村立舟橋中学校	舟橋村海老江5
	小学校	舟橋村立舟橋小学校	舟橋村竹内383
	保育所	認定こども園ふなはしこども園	舟橋村竹内346-1
		ふなはしことり園	舟橋村竹内212
		小規模保育施設 ふなはしすきっぷ園	舟橋村竹内212
	児童福祉施設	舟橋村子育て支援・交流拠点 こどもきち	舟橋村竹内212
		子育て支援センター ぶらんこ (運営：一般社団法人 さくらんぼくらぶ)	舟橋村海老江145
高齢者関連	訪問介護	舟橋村ホームヘルパーステーション	舟橋村仏生寺55
	通所介護	ふなはし荘デイサービスセンター	舟橋村舟橋60
		デイサービスむらのなか	舟橋村東芦原205
	短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホームふなはし荘	舟橋村舟橋58-1
	居宅介護支援事業所	ふなはし荘居宅介護支援事業所	舟橋村舟橋58-1
	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームふなはし荘	舟橋村舟橋58-1
	認知症対応型共同生活介護	ケアホーム舟橋あいの風	舟橋村舟橋67-1
障害者関連	児童発達支援	デイサービスむらのなか	舟橋村東芦原205
		愛の家キッズ	舟橋村国重159
	短期入所	特別養護老人ホームふなはし荘	舟橋村舟橋58-1
公民館他	公民館	舟橋会館	舟橋村海老江147
		舟橋テトラ協働本部	舟橋村海老江147

第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

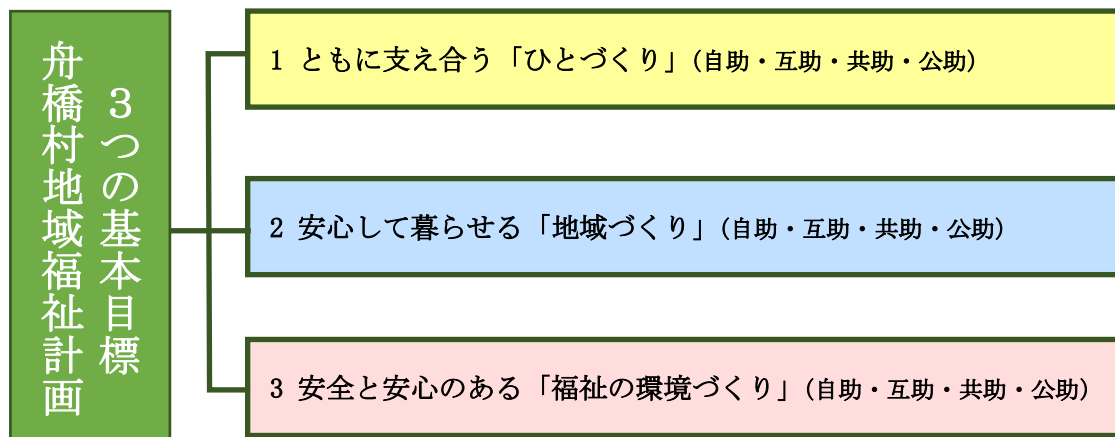
舟橋村の総合計画では、本村の将来像として『新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし』の実現に向けて、健康、笑顔、安心をキーワードとしています。

本計画ではこれを基本理念とし、舟橋村の福祉に関する基本的かつ総合的な施策の柱を次の通り設定します。

2 計画の目標

これからの福祉社会においては、個人が尊厳をもって家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活が送れるよう、地域の価値観を共有し、共に支え合って生きていくような、地域の共同体意識に基づいた支援が求められます。子ども・高齢者・障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する必要があります。

このため、この計画では、福祉サービスの対象としてきた高齢者、障害者、児童とともに、元気な高齢者や介護・養育を支える家族、福祉サービス関係者やボランティア、地域の福祉を支える住民など、すべての村民を対象とする計画とします。そして、こうした意味から、福祉に関する施策を総合的に推進するため、この計画は、高齢者、障害者、児童などの対象者ごとではなく、さまざまな分野と連携を図りながら、福祉に関する施策の共通部分を横断する次の3つの基本目標を定め、『自助』『互助・共助』『公助』が一体となった地域福祉を推進します。



基本目標 1 とともに支え合う『ひとづくり』

地域福祉を支えるのは、さまざまな『人の力』です。地域における人とのつながりが重要なものとなります。そのため、地域を担う人材育成と、地域を知る住民自らがボランティア活動に参加することが大切です。地域や社会人の人間関係の中で行われる住民による自主的な活動は、地域の実情に最も即しており、その中で人と人とが結びつき、人の輪が広がっていくことが理想的です。

住民全員が自分に合った方法でともに支え合い、気負うことなくボランティア活動に参加できるような動機づけや方策などを検討し、支え合い活動への幅広い住民の参加を推進します。

《自助》

- ・ 社会福祉協議会についての理解に努めます。
- ・ 社会福祉協議会が行う活動等に関心を持ち、地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 身近な地域の中で、助け合い活動について考えてみましょう。

《互助・共助》

- ・ 自治会や地区活動のリーダーは、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努め、地域内の活発な交流を促進しましょう。
- ・ 地域の一員として見守りネットワークなどの身近でできる地域活動の充実に努めましょう。
- ・ 施設や各地域で開催される各種講座などを受講し、地域で温かく見守る応援者となりましょう。

《公助》

- ・ ボランティア活動の場の発掘や、地域福祉活動への参加が少ない学生や若年層、中年層の方々等広く村民に関心をもってもらうため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体活動情報などを広報し、ボランティア活動への住民参加の促進を図ります。
- ・ 地域福祉リーダーや地域福祉の担い手の育成・確保に向けて、ボランティアに関心を持つ住民を対象にした養成講座を、社会福祉協議会と連携して開催します。
- ・ 会館活動などの生涯学習を通じ、地域づくりへの住民参加の重要性や必要性についての理解を進めます。
- ・ 地域福祉の担い手として、社会福祉協議会・民生委員児童委員との連携をとりながら、地域の福祉課題や福祉情報の収集、ふれあいいきいきサロンや個別支援活動の支援を行う福祉活動推進員を設置します。
- ・ 認知症高齢者等の見守りネットワークを構築することで、地域全体ひいては、舟橋村全域の各組織・団体等の連携づくりを図ります。

基本目標 2 安心して暮らせる『地域づくり』

住民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスにアクセスできるようわかり易い情報提供に努めます。また、障害者や高齢者などのすべての人のさまざまな生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援の体制整備を図ります。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、サービス提供事業者や介護支援専門員相互の連携を支援します。

村民ニーズに的確に対応することができるよう、いわゆる『公助』による福祉サービスの総合的な提供体制の充実を図ります。地域では一人ひとりの『自助』を引き出すとともに、『互助・共助』の精神を共有して助け合いをすることにより、地域社会の中で、村民誰にも役割と居場所があり、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、ともに支え合う地域づくりを目指します。

《自助》

- ・一人ひとりが人権尊重の意識を醸成し、すべての人に思いやりを持てるようにしましょう。
- ・自分のできることを積極的に地域の中で生かしていきましょう。

《互助・共助》

- ・地域の中で情報を必要としている人の把握に努めます。
- ・自治会などは地域行事などで差別や偏見をなくし、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
- ・ボランティアや関係機関は、最新の幅広い情報の収集に努めていくほか、情報を必要とする人を把握し適切な情報を発信しましょう。

《公助》

- ・関係機関との連携により、一般的な相談から専門的な相談にいたるまで、相談機能充実とその内容をサービスに結びつける仕組みの構築に努めます。
- ・ホームページ等を活用して、社会福祉に関する情報や各サービスに関する情報の提供に努めます。
- ・子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して生み育てることができるよう、各関係機関と連携し支援していきます。
- ・子育て支援施設などを活用し、相談できる場所、子育ての拠点作りに努めます。
- ・ヤングケアラーについての情報啓発・共有を各種団体がを行い、必要な支援を実施することで、子どもが子どもらしく暮らしていける地域づくりに努めます。
- ・転入など人口増加が継続している現状で、外国籍の方々も増えている。多様な考え方や文化を認識し、助け合いに発展していけるような信頼関係づくりのためのきっかけづくりの機会の提供に努めます。

※ヤングケアラーとは、通学や進学のかたわら、障害や病気のある家族の介護や世話をしている 18 歳未満の子どもを指す。介護のために学業に遅れが出たり、進学や就職をあきらめたりするケースもある。

基本目標 3 安全と安心のある『福祉の環境づくり』

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において避難等に支援を要する高齢者、障害者、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域支援体制の整備を推進するとともに、地域福祉活動・交流の場の環境整備など、『公助』『互助・共助』を中心とした環境づくりを推進します。

さらに、地域社会で生活する犯罪をした者等に対しても、地域社会で孤立させないよう、福祉・医療・保健などの各種サービスを受けられる体制を整備することで、地域社会への受け入れ、見守り、社会復帰を支えるなどの再犯防止に係る取り組みを推進します。

《自助》

- ・日頃から防災意識を高めましょう。
(非常食の確保、避難場所の確認、家族との連絡方法の確認など)
- ・地域の防災訓練に積極的に参加しましょう
- ・住宅の耐震診断・耐震改修に努めましょう。
- ・広報誌、ホームページ、自治会からの回覧板等に日頃から目を通すなど、自分や周りの人に必要となる情報の取得に努めましょう。

《互助・共助》

- ・自主防災活動に積極的に参加しましょう。
- ・災害時の連絡網・災害マップを作成しましょう。
- ・近隣の高齢者世帯や障害者等とのコミュニケーションを図りましょう。

《公助》

- ・避難行動要支援者名簿の必要性・重要性を明確にし、地域住民の協力を得られるよう周知し、定期的な点検に努めます。
- ・警察、消防、民生児童委員、自治会、自主防災会、社会福祉協議会等との連携により平常時には対象者情報等の把握に努めるとともに、災害時には速やかな安否確認及び保護、避難誘導を行えるよう避難支援等関係者との協力関係の構築に努めます。
- ・一人ひとりの要配慮者に対して近隣に住む複数の避難支援者が関わり具体的な避難支援計画づくりができるよう働きかけに努めます。
- ・避難所において避難行動要支援者が適切に支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。
- ・高齢者と子どもたちが一緒に集まる場所の確保、世代を超えた交流の促進を図ります。
- ・一人では買い物に行けない高齢者など、買物対策に自ら考え行動されている方々の支援に努めます。

3 施策の体系

舟橋村の将来像を実現するための、地域福祉計画の取り組みの体系は次のとおりです。



第4章 計画の内容

1 ともに支え合う『ひとつくり』〔基本目標1〕

（1）生涯を通じた自立と支え合いの推進

少子高齢化や核家族化等の家族形態の変化や、障害者の地域生活への移行が進む中で、地域で自立した生活を望む高齢者や障害者が増加しています。地域で支え合う地域福祉を推進していくためには、障害のある人もない人も共に暮らせる社会こそが正常の社会であるというノーマライゼーションの考えのもと、高齢者や障害者を含むすべての村民が、地域でさまざまな関わりを持ち、支え合うことが重要です。

村民が住み慣れた地域で自立して生活し、共に助け合い、地域の一員として包み込まれる社会を実現するためには、福祉を特定の人のための特別なサービスとして捉えるのではなく、ユニバーサルサービスとして、感じる意識が広く浸透することが大切です。このため、人に寄り添い支え合う心の醸成と共生社会の実現に向けた意識啓発に努めます。

主な取り組み

①人に寄り添い支え合う心の醸成

人に寄り添い支え合う心が広く村民に定着し、誰もが地域社会を構成する一員であるとの意識を持つよう、『福祉ふれあいフェスティバル』や障害者週間等の福祉に関する啓発活動を推進するとともに、福祉活動に参加するきっかけ作りを行います。

②ボランティア意識の醸成

ボランティア活動への関心を高め、ライフスタイルとしてのボランティア活動が定着するよう意識啓発に努めます。

ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、村、社会福祉協議会の広報誌やホームページなどでボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を積極的に発信し、広く村民や企業などに対して社会貢献への理解を働きかけます。

③子育て支援の機運の醸成

家族のふれあいの大切さを啓発する活動を推進するとともに、子供の成長や子育てを社会全体で支援する意識づくりを推進します。

（2）福祉を担う人づくり

今般、一億総活躍社会づくりが進められるなか、福祉の分野においても、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、『支え手側』と『受け手側』に分かれるのではなく、地域の住

民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる『地域共生社会』を実現する必要があります。

高齢者、障害者、児童など支援を必要とする人々を地域全体で支えるという意識を共有し、自主的な福祉活動が行われている『福祉コミュニティ』の形成に努め、身近な地域において支え合う福祉社会を築いていくために、住民の自己実現の場としても意義をもつボランティア活動の基盤強化に努めます。

主な取り組み

①住民参加の福祉活動の推進

住民自らが積極的に参加する地域福祉活動が活発に展開されるよう住民に対する意識啓発に努めます。

②ボランティア活動などの普及啓発

ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、村、社会福祉協議会の広報誌やホームページなどでボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を積極的に発信し、広く村民や企業などに対して社会貢献への理解を働きかけます。

③ ボランティア体験事業の充実

学校や社会福祉施設、民生委員、児童委員、ボランティア団体などの協力を得ながら、児童・生徒や地域住民に対するボランティア体験を増やす為に、ボランティアスクールや福祉ふれあいフェスティバル等の参加型のイベントを開催し、ボランティアのきっかけとなる場づくりを充実します。また、福祉施設や地域のボランティア活動を通して、児童・生徒が福祉関連事業への関心を高め、将来の進路の一つとして興味が持てるよう努めます。

④ボランティア登録の推進

ボランティア連絡協議会やボランティアサポーターと連携をとり、地域でボランティア活動に意欲のある住民・団体などのボランティア登録を促進し、活動の状況などの把握に努めます。

⑤人材の育成

ボランティア活動のリーダーや活動に関わる人材を育成するため、ふれあいきいきサロンボランティア等養成研修会や、社会福祉協議会で地域福祉活動に関わる人材を育成するための研修会を開催し、地域福祉に関心を持つ様々な分野の人材を対象として発掘・育成を支援します。

⑥災害時のボランティア受入れとボランティアの育成

村防災訓練に併せ、災害が発生した際に立ち上げる舟橋村災害救助ボランティア本部の運営と、コーディネート为中心的な役割を担うボランティアを育成し、村内外からのボランティアによる救助活動が効果的に実施できるよう訓練を行います。

⑦認知症サポーター養成

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人を増やすため、認知症サポーター養成講座を開始します。現在、住民組織、地域の生活関連企業や学校関係者の協力も得ながら、サポーターの養成に努めているところですが、引き続き住民や企業に対しても働きかけを行い、さらに認知症サポーターの養成に努めます。

(3) 地域のふれあい、支え合い活動の充実

年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で誰もが共に暮らせる地域共生社会を造るためには、地域住民、村、福祉サービス事業者等が互いに協力・連携し、自主的かつ積極的に地域活動に取り組むことが大切です。

村内にはさまざまな種類の村民活動が行われています。社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されているような無償のボランティア団体や有償のNPO法人など、組織や活動の形態は多様化しています。

地域で福祉活動を行う団体は、それぞれ独自の目的を持って活動しています。

そのなかでも社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、老人クラブなどは、地域に根差した活動を行っています。そして、これらの団体が行う活動は、機動性、柔軟性を持ち、公的サービスでは賄うことができない多様かつ日常的な福祉ニーズに対応しています。

住民の地域福祉活動は住民同士の支え合いであり、多様な民間主体と行政とが協働し、従来行政が担ってきた活動に加え、きめ細やかな活動により地域の生活課題を解決することが期待されます。また、福祉施設やサービス提供事業者、企業等についても、地域福祉推進の担い手として社会活動への参加を働きかけます。

地域住民が福祉への意識を高め、『他人事』になりがちな地域づくりを『我が事』として主体的に取り組むことは、支援を必要とする人々の生活を豊かにすると同時に、地域社会の一員としての自覚を持ち、自立や人権、いたわりの心、人に寄り添い支え合う心の醸成につながります。

主な取り組み

①地域社会を支えるネットワークづくり

福祉活動を効果的に推進していくためには、専門性を持ったそれぞれの活動主体が得意分野を活かしながら、お互いに協力できる体制をつくる必要があります。

地域において、地域住民、村内会、ボランティア、地域の民生委員・児童委員、社会福祉事業者、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係者がネットワークを形成、地域内での情

報を共有して互いに協力し助け合う活動の推進に努めます。

②認知症高齢者等の見守りネットワークづくり

徘徊のおそれのある認知症高齢者等を事前に登録して日頃から見守るとともに、徘徊により行方不明となった場合にも地域包括支援センターを中心に関係機関で連携し、早期発見・保護に努める仕組みを構築し、認知症高齢者等の安全及び家族等への支援を図ります。

③住民参加による地域福祉活動への支援

地域において、社会福祉協議会を中心に三世代交流や子育て中の親の交流の場づくりが必要となるとともに、高齢者や障害者の居場所づくりやふれあい活動に取り組むことが重要となります。

地域を主体とした福祉活動を充実するためには、社会福祉協議会で行っている個別支援活動を支援し、地域住民が自発的に取り組む社会福祉協議会組織の基盤強化を図り、地域住民相互が支え合う体制づくりを推進することが必要です。こうした体制が有効に機能していくために、地域のニーズを把握していくため、現在行われている社会福祉協議会の活動の状況を踏まえながら地域ごとの体制づくりを支援します。

④地域における活動支援の提供

地域コミュニティにおける活動の中心になる人材を育成するとともに多様なボランティア活動が行われるように支援します。

先駆的な取り組み事例を収集するなど、活動事例を集積して活用することにより、地域の実情に応じた活動ができるよう、各地区のニーズに対応した活動メニューを提供し、活動の活性化に向けた支援を実施します。

⑤地域における学校安全パトロール等安全確保の充実

子どもたちにとって、安全で安心して暮らせる地域となるよう、家庭、住民、学校、関係機関等が、連帯感のある地域コミュニティを形成する必要があります。

そのためには、青少年育成舟橋村民会議や地域における既存の団体等が連絡を取り、互いが協力してより良い実践が行われるよう支援します。

また、本村の小学校区において、子どもの安全を確保するためのパトロール活動等を行う地域のボランティア組織『学校安全パトロール隊』が児童の登下校の時間帯を中心に活動しています。今後も、学校安全パトロール隊・学校・地域とのつながりを強化し、地域ぐるみで児童の安全確保に取り組んでいきます。

とりわけ、先の地震・津波等の被害事例についての学びを通して、『自分の命は自分で守る』ことの大切さや防災についての知識と理解を深めることで、子どもたちの災害対応能力の向上を目指していきます。

⑥地域イベント参加の啓発活動

地域で行われるイベントに、幅広い村民が参加できるメニューを検討するとともに、障害者なども受け手としてだけでなく参加できるようなコーナーなどを設けることにより、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるよう、障害者などの社会参加を促進します。

⑦多様な社会資源に対するネットワーク参加への働きかけ

地域には、介護保険事務所や障害者福祉関連施設をはじめとして多様な社会資源が存在しています。介護保険事務所や障害者福祉関連施設などに対しては専門機関として、地域での研修会への講師派遣やボランティアの受け入れなど、地域で一定の役割を担うよう働きかけるとともに、これまであまり連携のなかった機関へも、地域福祉という観点からのネットワークへの参加を働きかけます。

⑧自立的な問題解決の仕組みの実現

地域における身近な問題を発見し解決するために、ネットワークづくりを推進し、地域で自立的に問題を解決する仕組みの実現を目指します。社会福祉協議会は地域のニーズを的確に把握することができることから、中核的な役割を担うことが期待されており、人材育成、情報提供を行い、福祉ネットワーク機能を充実するために社会福祉協議会への支援を行います。

⑨参加しやすい環境づくり

企業へのボランティア休暇制度の普及啓発を行うとともに、インターネットや広報誌などを通して、ボランティア活動に関心を持つ村民が気軽に参加できる環境づくりを推進します。

2 安心して暮らせる『地域づくり』〔基本目標2〕

(1) 身近で行う相談支援の体制づくり

高齢者と障害者が住み慣れた地域で地域住民と一緒に助け合いをしながら暮らしていくというノーマライゼーション社会の実現のため、施設から地域への政策が進められています。

そのような中、地域で生活していくために、誰に相談すればいいのか、どんなサービスが受けられるのかという知識を得ることは、支援の第一歩となります。どこにも支援を求められないまま孤立している方や、支援を受けられることを知らないまま困窮している方などが、助けを求めやすくならなければなりません。

そのためには、村の福祉相談はもとより、地域における福祉施設、福祉事業所、民生委員など、どこかで拾われた声がサービスに繋がるように、相互に情報提供や連携を取っていく事が必要です。

同時に、常に情報提供を行って多くの方に知識を啓蒙することと、支援が必要な人の掘り起こしを行い、サービスが必要な時にすぐに動ける体制を示すことが地域住民の生活の安心にもつながっていく事となります。

地域には多くの窓口と支援を行う機関があることを知ってもらい、気軽に相談できるような態勢を整えることが求められています。

主な取り組み

①民生委員・児童委員への研修、情報提供の推進

複雑化・多様化する住民の福祉ニーズに対応することができ、実際の活動上の悩みや負担感を解消できるよう、民生委員・児童委員を対象とした各種研修等を開催し、活動が効果的に行われるよう支援していきます。

また、民生委員・児童委員が、援助を必要とする住民に対して適切な助言や福祉サービス情報の提供ができるよう、各関係機関と連携をすると共に、情報の共有化を促進します。

②地域におけるニーズの把握

民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと行政が連携しながら地域の福祉ニーズの把握と生活課題の発見に努め、住民の相談に応じることができるよう、関係機関と協議しながら、適切な福祉サービスに結びつけることができる体制づくりを進めます。

また、日頃の地域活動の中で把握したニーズを、地域包括支援センターと協力しながら、ニーズや実態に応じた情報の提供、調整・連絡に努めます。

③孤立防止と仲間づくりの推進

ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭などに対して、地域の公民館等を利用して閉じこもりの防止、生きがいくくり、仲間づくりの輪を広げ孤立感の解消を目的として、身近な地域におい

て高齢者や親子が交流できる場づくりを支援し、孤立防止に努めます。

④訪問による相談の推進

保健師、福祉担当職員などが、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児などのいる家庭を訪問し、各家庭が抱える保健福祉ニーズの把握に努め、保健・医療・保育・障害福祉などに関する専門的な相談を行います。

⑤村の総合相談体制の充実

村の保健福祉に関する各分野の連携を進め、サービスを必要とする住民にとってより利用しやすいように、高齢者、障害者や児童に関する総合的な相談体制を充実させます。

また、福祉・保険・医療サービスをはじめとする適切な支援へのつながりに向けて、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図り、各種機関・団体などと連携して、専門的な相談体制の充実に努めます。

⑥子育て支援体制の推進

子どもを安心して育てることができる環境を整備して行くためには、家庭、教育機関や地域が連携して適切な役割分担の下で協力し合う必要があります。

放課後児童クラブの整備体制、放課後子ども教室への地域住民によるボランティアの参加を促進し、世代を超えた地域での交流の機会を通し、子育て支援に携わる関係者の連携を一層深め、次世代を担う子どもが健やかに育つことができる環境を整えるとともに、地域社会全体で子育てを支援していく事を目指します。

⑦生活困窮者、障害者等への相談及び就労支援の推進

相談者の状況に応じて幅広くニーズに対応できるよう、身近な相談窓口として早期把握に努め適切な専門相談機関と連携し、生活支援とあわせて就労へつなげるよう支援体制の整備を図ります。

⑧地域包括ケアシステムの構築

今後も増加が見込まれる単身や夫婦のみの高齢者世帯が、介護や支援が必要となっても住み慣れた家庭や地域で生活をするためには、地域全体で高齢者を支える体制が不可欠です。医療・介護・予防・生活支援等のサービスを行う関係者を中心として、地域の各団体や住民が連携を図る地域包括システムの推進に向け整備に努めます。

(2) サービスを利用しやすい仕組みづくり

現在、サービスを提供する事業所や行政機関、制度が複雑になってきています。

サービス事業所やサービスの種類が増え、求めるサービスを受給するにはどうすればよいのか、相談するにはどこへ連絡すればよいのかなど、利用者が困った時への対策は十分ではないと思われる。

昨今の生活課題は複雑で多様化しており、支援の連携が必要となってきました。高齢者、障害者、子ども、生活支援など、制度はそれぞれ多種多様であり、申請するには複数の窓口に行くことになります。ましてや、複数の支援サービスを利用する場合、申請書類を整えるための時間や手間は利用者の大きな負担となっています。福祉サービスを、できるだけわかり易く、使い易くすることが福祉の課題でもあり、公的な福祉サービスへのつながりを含めた重層的支援体制・整備事業への取り組みを推進していく事が重要になってきます。

公的機関や事業者による情報提供は、パンフレットなどの印刷物やインターネットなど、種類も手段も増えて多くの方が容易に情報を得られる一助となっています。

その一方で、情報を上手に利用できない方々への、きめ細やかな配慮も考えていく必要があると思われます。

同時に、サービスの利用についての苦情受付や相談、利用料金の援助などの対策も行う必要があります。利用者は立場が弱くなりがちですがサービスの利用者と提供者が互角の立場で話し合い、サービスの質を確保する仕組みを整備しなければなりません。

いつまでも自分らしく、安心して地域で暮らすために。事業者も利用者も支援者も、ともに手を携えて地域を支えていくまちづくりを推進します。

主な取り組み

①多様なサービスの参入と支援

福祉サービスに携わる民間事業者が多くなってきており、なかでも特定非営利法人の増加と活躍が著しく、小規模ながら地域に密着した支援が行われるようになってきました。

こういった支援者が充実した福祉サービスを行えるよう、必要な情報提供を行い、制度との連携を進めます。

②日常生活自立支援事業の推進

地域の高齢化はますます進み、判断能力が不十分な認知症の高齢者が増加しています。また、地域で生活する障害者も増えている中で、適切な福祉サービスの支援が必要となります。特に有効と思われる社会福祉協議会が実施している日常的金銭管理などの日常生活自立支援事業を推進します。

③成年後見制度の利用促進

高齢者の認知症や障害によって十分な判断能力がないとされる方の、財産管理や身上監護な

どを行う成年後見制度について、制度の普及と啓発を推進します。この制度の利用により、悪質な訪問販売や不当な契約の被害などから守ることもできるようになります。

また、身寄りがいない方、親族の協力が得られない方などに対しては、村長が後見開始の申し立てを代行することができます。

④ サービスを必要とする方への情報提供

福祉サービスを必要とする方ができるだけスムーズに支援されるよう、サービスの内容や制度、事業者の情報などをわかりやすく提供します。また、事業者などからの情報も適宜収集し、村民の方からの様々な質問へ対応できるように努めます。

パンフレットやしおり、広報への情報開示はもとより、多くの方がいつでも情報を得られるように、インターネットも活用して利便性を高めます。

⑤福祉サービスにおける第三者評価制度の普及

高齢者福祉施設、障害者福祉施設及び児童福祉施設を経営する事業者が自ら福祉サービスの質の向上を図るよう努力することが定められており、それを担保するひとつの方策として位置付けられているのが、事業者の提供する福祉サービスの質を第三者機関が客観的な立場から評価を行う福祉サービス第三者評価制度です。

この制度の円滑な運用により、事業者のサービスを選択する際の情報となるよう、制度の利用の促進を図り、個々のサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容についてその透明性を高め、また、利用者の適切なサービス選択に資するよう村民への制度の普及と啓発に努めます。

⑥虐待防止窓口の設置と広報

高齢者、障害者、児童など、社会的弱者に対する虐待は増加しています。虐待は、誰の目から見ても明らかなものと、隠されていて分からないもの、虐待と判断していいのか分かりにくいものがあります。家庭の中、施設の中などで行われる虐待は、第三者には見えにくいものがほとんどです。

身体的な暴力、心理的な暴言・無視・性的な強要、ネグレクトなどの悪質なものであれば、ケアの方法が分からないために不適切な対応となってしまう、良かれと思つての行動が虐待に繋がることもあります。

どの程度が虐待と判断すればいいのか、通報する人にとっても負担となりますが、虐待の早期発見・防止のために、地域の方も含めて啓発と協力を進めていかなければいけません。

また、虐待に至った問題点を解消できるよう、行政や地域が連携して支援者を支えています。

⑦福祉・保険・医療・介護の生活関連分野の連携

地域に生活する人は、誰もが高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、医療など、なんらかの

公的な福祉サービスに関わっています。福祉・保険・医療・介護のサービスを提供することは、すべての村民の健康と暮らしの安心につながります。

しかし、現在の公的な福祉サービスは、対象ごとの縦割りシステムで専門的なサービスを提供するため、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って困難なケースが浮き彫りになっています。そのため、それぞれの専門領域と、地域で実際に支援に携わっている方々との連携が重要となります。

地域包括ケアの支援体制の構築にあたり、各機関の機能・役割を整理し、多職種が共通認識のもとで取り組む必要があります。情報を共有するために、関係機関との協議・調整を行い、効果的にサービスが提供される体制を目指し、行政間の横の連携はもとより、福祉・保健・医療・介護の関係団体間の交流を推進し、住民のニーズに対応できる情報やサービスの提供に努めます。

※地域包括ケアとは、住民が何らかのケアが必要になったとしても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、その人の状態に応じて、「福祉」「保険」「医療」、「介護」「住まい」等の「生活支援」のサービスが切れ目なく提供される体制を作り上げていくことを目的とした制度である。

3 安全と安心のある『福祉の環境づくり』〔基本目標3〕

(1) 避難行動要支援者への支援

災害が発生したとき、消防をはじめとする行政機関等が様々な支援を行いますが、それだけでは限界があります。そのため、災害時に特に支援が必要となる高齢者や障害者などを把握し、安否確認と避難場所等への誘導など、支援を的確に行うための体制づくりが必要です。

また、少子高齢化に伴う高齢者の増加、人間関係の希薄化など地域福祉を取りまく環境が変化中、災害時には、自分たちの地域は地域住民とともに守るという『互助』の考えが重要となります。

このため、日頃から住宅要配慮者の生活状況などの情報を把握し、関係者、関係機関との情報の共有化や定期的な情報の更新を進めるとともに、緊急時の役割分担や連絡体制づくりを検討するなど、いざという時に誰がどのように支援し合うのかなどを決めておくことが重要です。

さらに、日頃からの備えや災害に対する知識不足からの被害も多く発生していることから、万一の時に適切な行動がとれるよう防災知識を普及・啓発する必要があります。

主な取り組み

①地域での見守りの推進

ひとり暮らしの高齢者などへの見守り、安否確認などは、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などを中心に行われています。こうした安否確認を通じて、早期に問題を発見し、必要な支援等を行っていく事が必要となっており、地域で支え合う意識を醸成し、社会福祉協議会の活動などとの連携を一層強化することによって、地域でのきめ細かな見守り、安否確認を推進します。

②緊急通報システムの推進

簡単な操作で、急病や災害時などの緊急時に、迅速かつ適切な対応をするため、あらかじめ情報を登録した連絡先(地域協力員宅等)に通報できる緊急通報システムをひとり暮らしの高齢者などに貸与し安全確保を図ります。

また、このシステムを必要とする方の情報把握などを、地域や関係機関の協力を得ながら推進します。

③舟橋村地域防災計画の推進

本村における防災上の環境を踏まえて、各種災害対策をまとめた舟橋村地域防災計画を効果的に推進するためには、村、県、防災関係機関が相互に連携を図るとともに、住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災対策をわかり易く示した自主防災組織向けのマニュアルの配布など行政と住民の間で防災情報を共有し、住民防災意識の高揚に努めます。

④自主防災活動の推進

地震などの大規模災害の発生時には、その被害を最小限に抑えるため、地域の中で防災活動に取り組む必要があります。万が一の災害に備え、自主防災組織が行う訓練・研修活動に対し、消防署員の派遣や助成金の交付などの支援を行い、地域の防災力向上を推進します。また、在宅要配慮者への対応については、地域の協力が不可欠であることから、自主防災組織への普及啓発を進めます。

⑤避難行動要支援者名簿・マップの運用

災害時の避難行動要支援者への確実な安否確認や支援を行うため、避難行動要支援者名簿・マップを作成しています。1年に1回は名簿などの更新を行うなど、災害時に関係機関が情報を共有し、速やかに災害時に連絡をとれるよう管理等を行います。また、避難行動要支援者の実態に合わせた個別避難支援を実施できるよう体制を整備し、災害時の避難支援に備えます。

⑥災害時のボランティア受入れ体制の整備

災害発生時に地域住民が安心して生活するためには、個々の被害者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われることが必要であり、そのためには災害ボランティアが大きな役割を担うことが期待されます。

災害に備え、社会福祉協議会等が災害発生時に速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、行政や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティアの受入れ拠点の整備等を社会福祉協議会と協力しながら、災害救援ボランティアの体制整備を進めます。

(2) 地域で安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者、子ども等のすべての人が住み慣れた地域で、安全・安心に生活できるよう、地域でのつながりを深め、支え合い助け合える、福祉のまちづくりが重要です。

このような安全・安心のまちづくりを進めるためには、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニケーションを育成していく事が大切となります。

また、すべての住民が年齢や性別、障害の有無等に関わらず、一人ひとりがその個々の能力を発揮し、自由に参加できる社会を実現するためには、高齢者や障害者等が社会生活をしていく上でのバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要です。そのためには、ハード・ソフト両面のバリアに対処するバリアフリーの考え方にに基づき、新しいバリアが生じないように、誰にとっても利用しやすいユニバーサルデザインの普及を併せて推進していくことが重要です。

主な取り組み

①生活環境のバリアフリーの推進

公共建築物や道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者等が安全に暮らせるよう支援していきます。また、高齢者や障害者に限らず、誰もが安全に社会参加ができ、快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

②路線バスの環境整備

車を運転できない住民にとって重要な交通手段であるコミュニティバス路線の維持・確保について、本村のバス交通のあり方を地域公共交通協議会や関係機関と検討するとともに、利用しやすいバス交通の確保に向け働きかけを行います。

③ひとり暮らし高齢者等の把握

ひとり暮らし高齢者等の安全・安心の確保のため、地域の民生委員・児童委員と連携し、見守りが必要なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の把握に努め、話し相手としての活動を行う地域見守り活動の支援に努めます。

④防犯対策の充実

高齢者が被害を受ける犯罪が発生しているため、警察などの関係機関との連携を密にし、各地区や自治会単位等でより身近な防犯教室の開催に努め、防犯意識の高揚を図るとともに、悪質商法等の被害に遭わないように、地域包括支援センター職員による出前講座を開催するなど啓発に努めます。

⑤住宅環境の整備

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすための生活基盤として、高齢者や障害者の生活特性に配慮した仕様の住宅など、誰もが安心して住み続けることのできる住まいづくりを推進します。

⑥除排雪などの援護

高齢や障害等により、自力で除排雪を行うことが困難な世帯に対しては、除排雪作業の要請に応じられる事業者を、村民から照会があった時には情報提供が出来るよう体制をとります。

また、生活路確保等を行うことができない世帯に対し、地域ぐるみの支え合いによる除排雪の援護を推進します。

⑦地域生活支援拠点等の体制の整備

障害者の重度化・高齢化や『親亡き後』を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制(地域生活支援拠点等)の整備について滑川・中新川障害者自立支援協議会

で検討を行い、圏域での体制の整備に努めます。

※ユニバーサルデザイン

『すべての人たちのためのデザイン』ということ。障害者や高齢者、外国人、男女などそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどをおこなっていこうとする考え方。

『バリアフリー』は、障害者や高齢者に対して、特別な設備や表示方法で生活していく上でのバリア(障壁、障害、不便)を取り除こうとする考え方。『ユニバーサルデザイン』は、バリアフリーをさらに進め、はじめからできるだけすべての人が利用できるようにしていこうとする考え方。

(3) 地域内での再犯防止に向けての仕組みづくり

法務省「令和元年度版再犯防止推進白書」によると、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、高齢者が全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6カ月未満という短い期間で再犯に至っています。また、知的障がいがある人についても、再犯に至るまでの期間が短いと指摘されています。

平成28年の法務省「矯正統計年報」では、帰る場所がないまま出所する受刑者が約4,700人で全体の49.1%となっており、出所時に適当な帰住先がなかった再入所者のうち、約6割が1年未満で再犯に及んでいます。

刑務所への再入所者のうち、約7割が再犯時は無職で、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっています。

これまでの福祉制度は、高齢者や障がい者、子どもなどを対象として、個別の分野ごとに展開されてきましたが、近年は、経済的な問題や社会的な孤立、日常生活に関する問題などが複合的に絡み合い、生活に困窮しているケースが多く見受けられます。

こうした課題を抱えている人に対しては、これまでの福祉サービスを活用しながら、地域のつながりや支え合いの中で、支援につながることを求められています。

地域包括ケア社会の実現のためには、地域社会とのつながりが実感できるとともに、生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりと様々な障壁を取り除いた安心・安全で快適な生活環境を整備することが求められています。

取組方針

- 複合的な課題を解決するため、支援が必要な人の生活、就労、教育などの様々な側面から、関係機関と連携し、きめ細やかな伴走型の支援に努めます。
- バリアフリーの推進や交通手段の整備などにより、快適な生活環境と豊かな生活空間を備えたまちづくりを進めます。
- 保護司をはじめとした民間協力者、関係機関などと連携しながら、再犯防止対策に取り組み、

安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

主な取り組み

- ①自立に向けた相談支援事業の実施
- ②ニーズに合った就労準備支援事業の実施
- ③住宅確保が困難な人への居住支援の実施
- ④生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携
- ⑤保護司などの民間協力者や関係機関と連携した、犯罪や非行の未然防止のための広報啓発活動の実施
- ⑥地域住民が一丸となった社会を明るくする運動の実施

1 舟橋村地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

委員名	役 職
表寺昌子	中新川広域行政事務組合介護保険課長
川崎和夫	舟橋村社会福祉協議会会長
高畠宗明	ふなはし荘施設長
立瀬剛志	富山大学学術研究部疫学健康政策学講座 助教
田中 勝	舟橋村生活環境課長
中村 勉	舟橋村老人クラブ連合会会長
長瀬博文	中部厚生センター所長
萩原 勉	舟橋村身体障害者協会会長
古川笑子	舟橋村民生児童委員

2 地域福祉計画アンケート調査結果

I 調査の概要

(1) 調査の目的

村民の地域福祉についての考え方や、地域活動の参加状況などの実態を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料とするため、住民アンケート調査を実施しました。

住民相互のつながりや町民の地域活動への参加といった、村民の皆さんのご近所や地域とのかかわりに注目し、日頃のコミュニケーションや協力体制、地域活動への参加状況などについて伺いました。

(2) 調査方法

- ①地域範囲：舟橋村全域
- ②調査対象：満 18 歳以上の村民
- ③対象者数：600 人
- ④抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- ⑤調査方法：郵送による調査票配布・郵送回収
- ⑥調査期間：令和 3 年 9 月 20 日～10 月 11 日

(3) 回収結果

- ①対象者数：600 人
- ②回収数： 307 人
- ③回収率： 51.6%

(4) 調査結果の集計について

①無回答

回答がされていないもの及び適正な回答がなされなかったもの（判断しかねる回答、単数回答に複数回答しているもの等）は、無回答としています。

① 有効回答

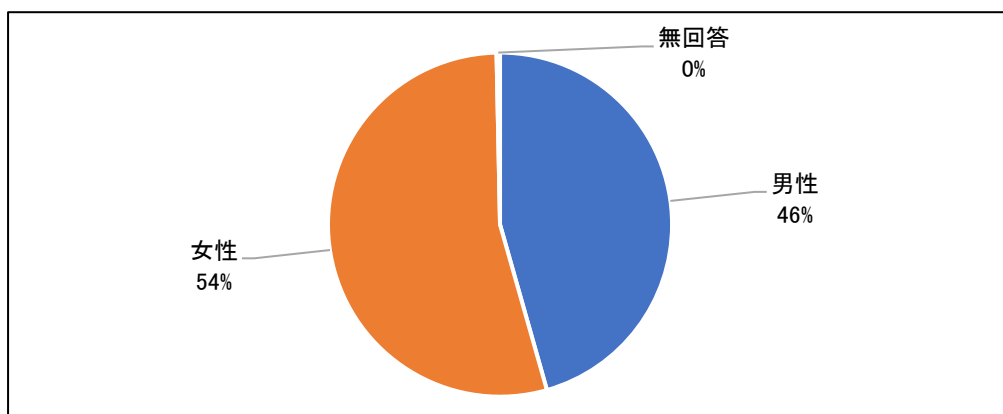
無回答を除いた回答数を有効回答数としています。

II 調査回答者の属性

性別

○ あなたの性別は？

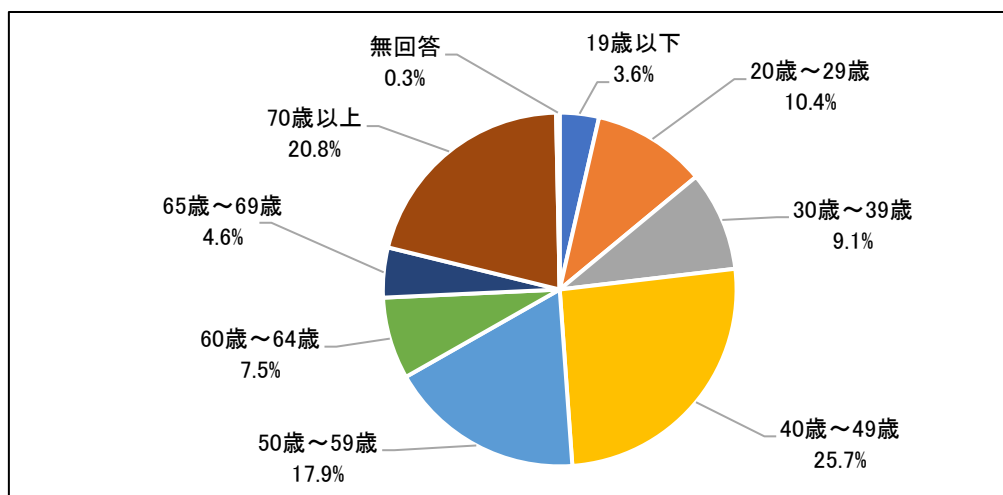
回答者の性別は、『女性』が 54%、『男性』が 46%となっています。



年齢

○ 令和 3 年 9 月現在のあなたの年齢は、何歳ですか。

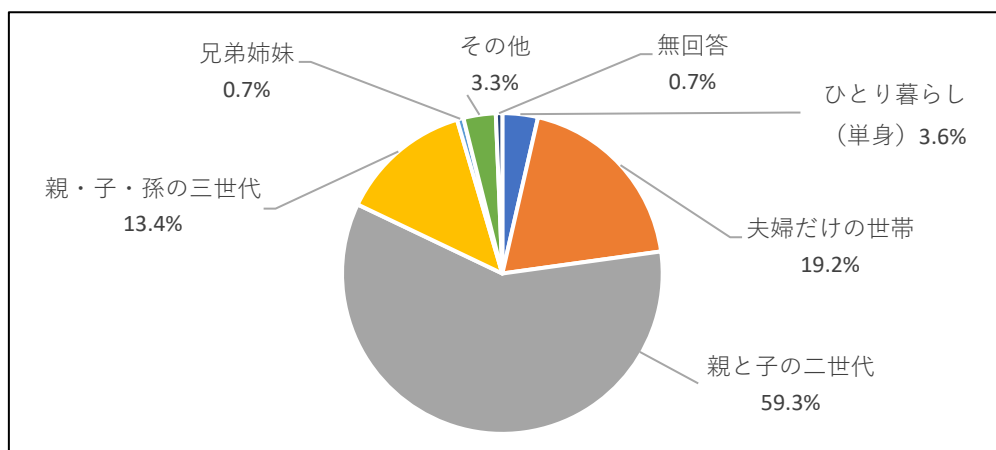
回答者の年齢は、『40 歳代』が 26%と最も多く、次いで『70 歳以上』(21%)、『50 歳代』(18%)と続きます。



世帯構成

○ あなたの世帯の構成について教えてください。

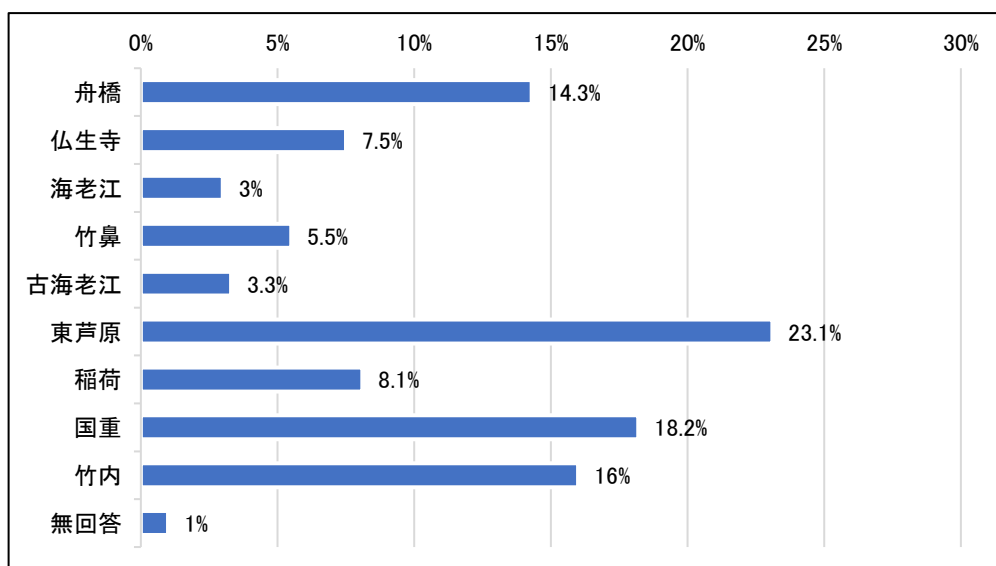
回答者の世帯構成は、『親と子の二世帯』が 59.3%、『夫婦だけの世帯』が 19.2%と続き、『親・子・孫の三世帯』が 13.4%となっています。



居住地区

○ あなたの現在お住まいの地区はどこですか。

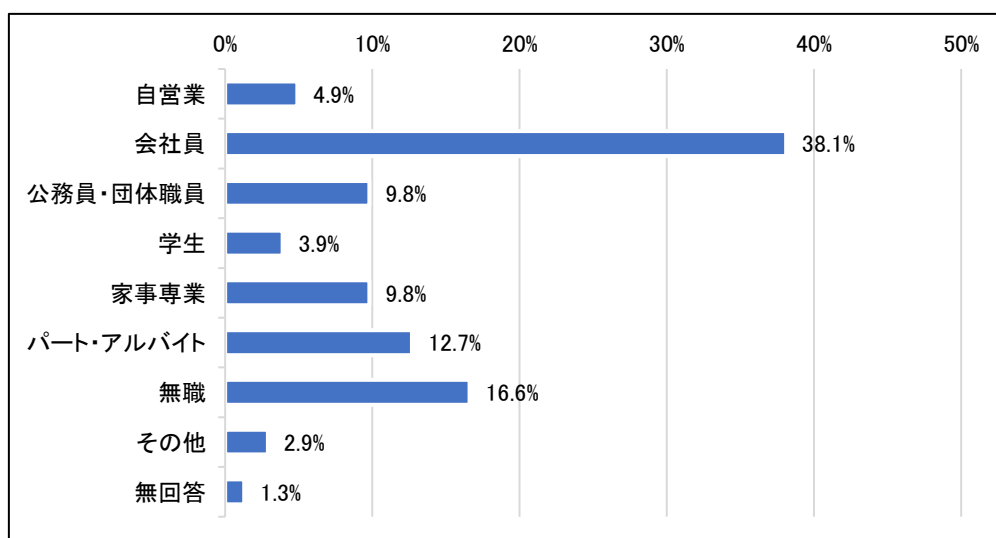
回答者の住まいの地区は、以下のとおりです。



職業

○ あなたのご職業は何ですか、主なもの1つに○をつけてください。

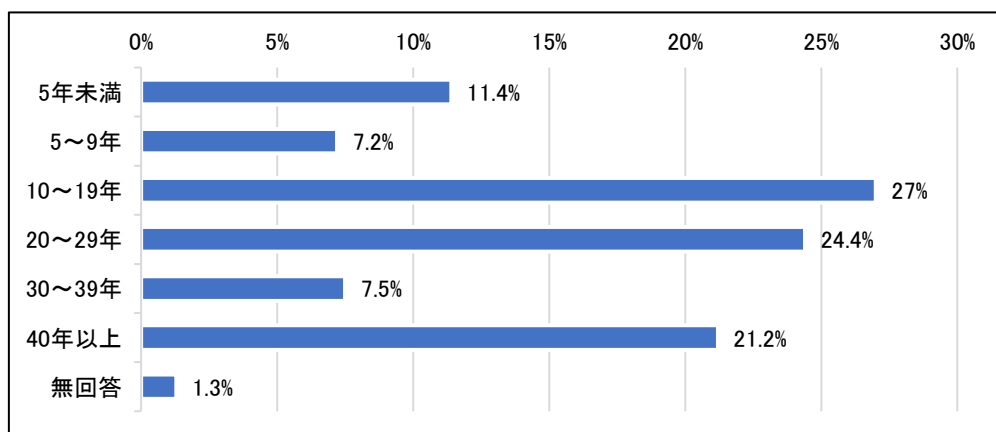
回答者の職業は、『会社員』が38.1%と最も多く、次いで『無職』(16.6%)、『パート・アルバイト』(12.7%)、『家事専業』と『公務員・団体職員』(9.8%)、『自営業』(4.9%)の順となっています。



居住年数

○ あなたは現在の地区に、何年住んでいますか。

回答者の居住年数は、『10～19年』が27%と最も多く、10年以上舟橋村に住んでいる人は81.4%となります。

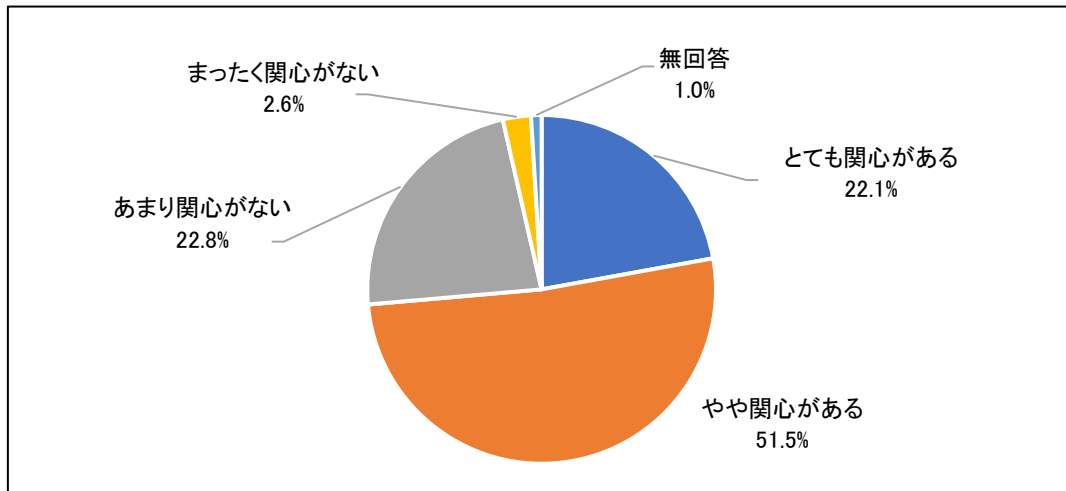


Ⅲ 地域との関わりとその考え方

2. 福祉についておたずねします

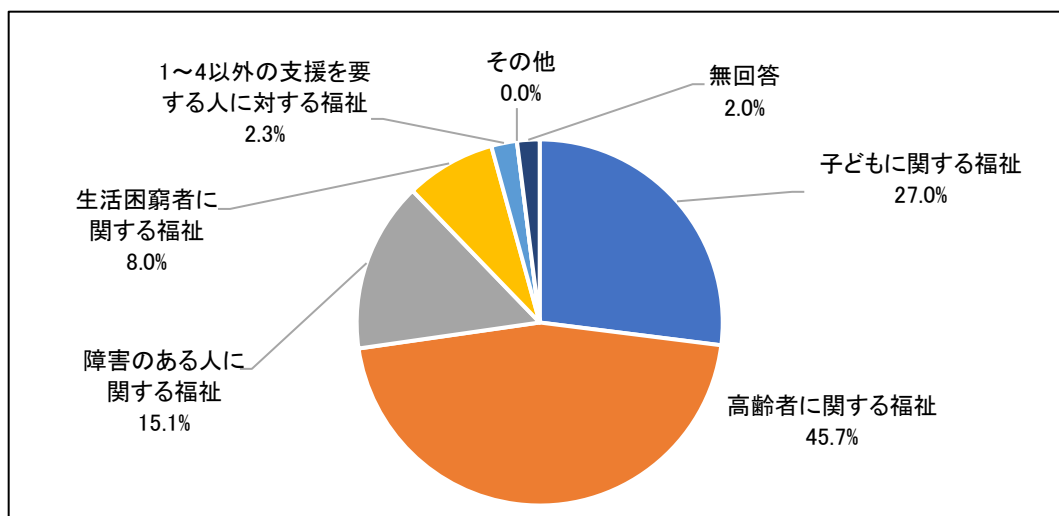
問1 あなたは、『福祉』に関心をお持ちですか。(ひとつだけ○)

『とても関心がある』、『やや関心がある』を合わせると 73.6%の人が福祉に関心を持っています。一方、『福祉にあまり関心がない』、『まったく関心がない』人は 25.4%います。



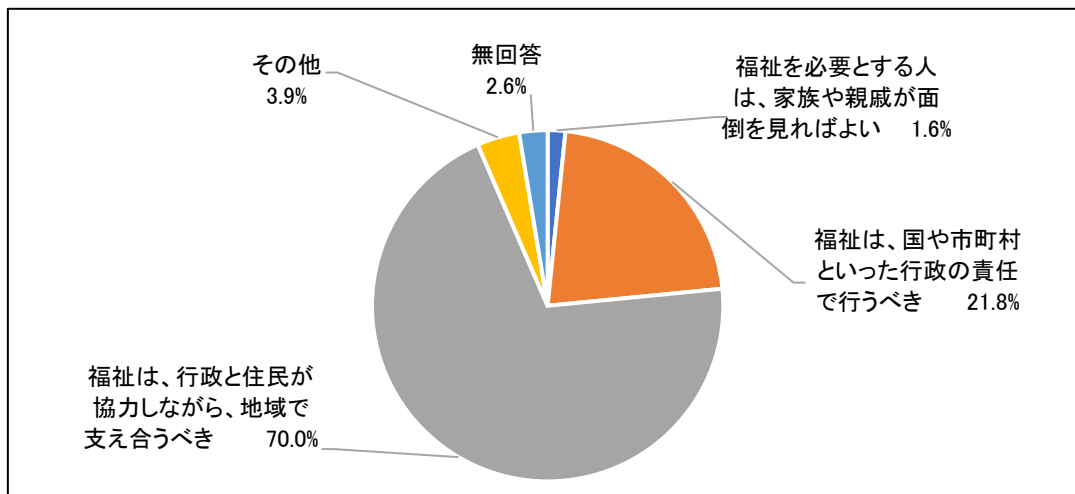
問1-1 問1で1・2と答えた方におうかがいします。『福祉』のどのような分野に関心がありますか。(○は2つまで)

高齢者に関する福祉が半数を占め、次いで子供に関する福祉、障害のある人に関する福祉、となっています。



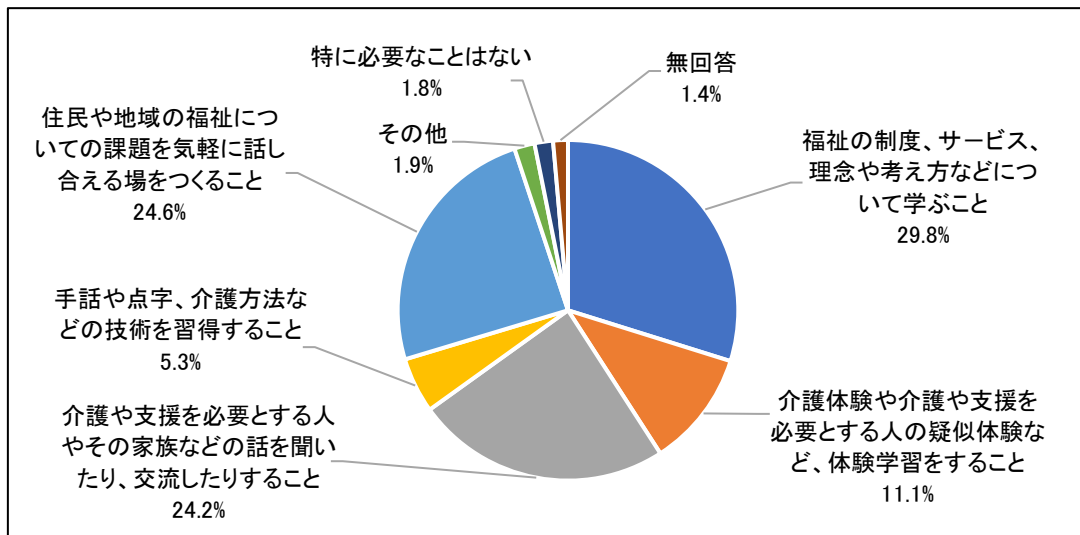
問2 『福祉のあり方は、どのようにあるべきだと思いますか。』(ひとつだけ○)

7割の人が行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべきと考えています。



問3 あなたは、『福祉』について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

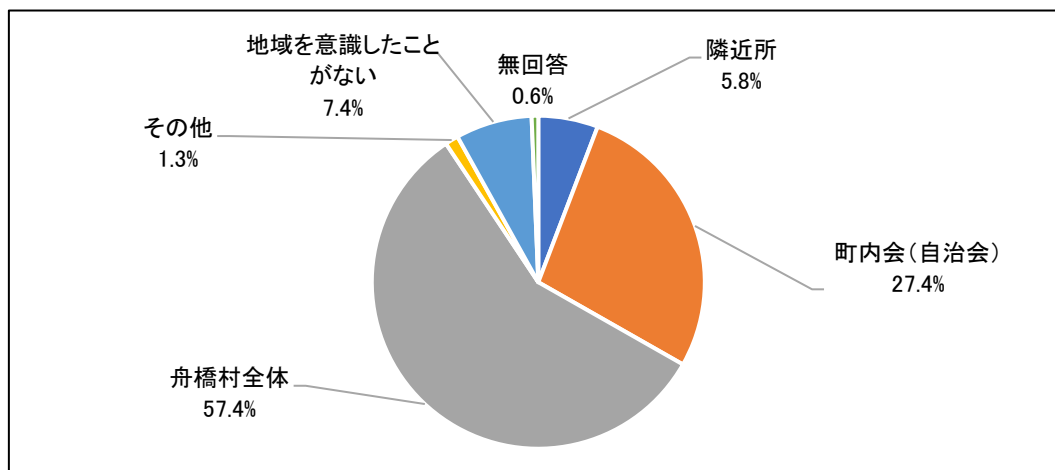
「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」(29.8%)が最も多く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場を作ること」、「介護や支援を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」となっています。



3. 地域での生活についておたずねします

問4 あなたにとっての『地域』とは、どんな範囲のことだと思いますか。(ひとつだけ○)

地域について、「舟橋村全体」が最も多く（57.4%）、次いで「町内会(自治会)」(27.4%)となり、「地域を意識したことがない」という人も7.4%となっています。

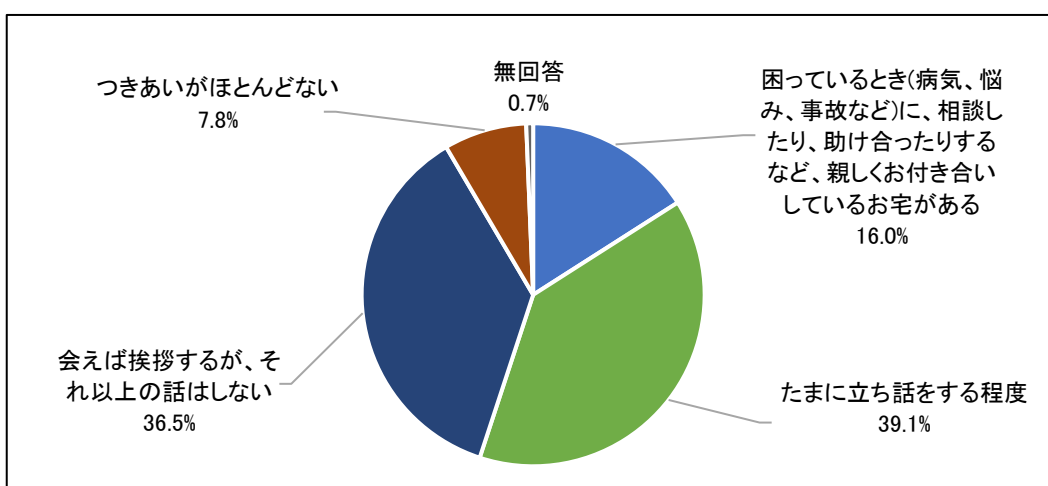


問5 あなたは、ふだん近所の人とどの程度のつきあいをされていますか。(ひとつだけ○)

近所付き合いの程度は、「たまに立ち話をする程度」(39.1%)と回答している人が最も多く、次いで「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」(36.5%)となっています。

一方、「困っているときに、相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしているお宅がある」は16%となっています。

若年層ほど付き合いの程度が浅く、年代が進むほど付き合いの程度が深くなっています。



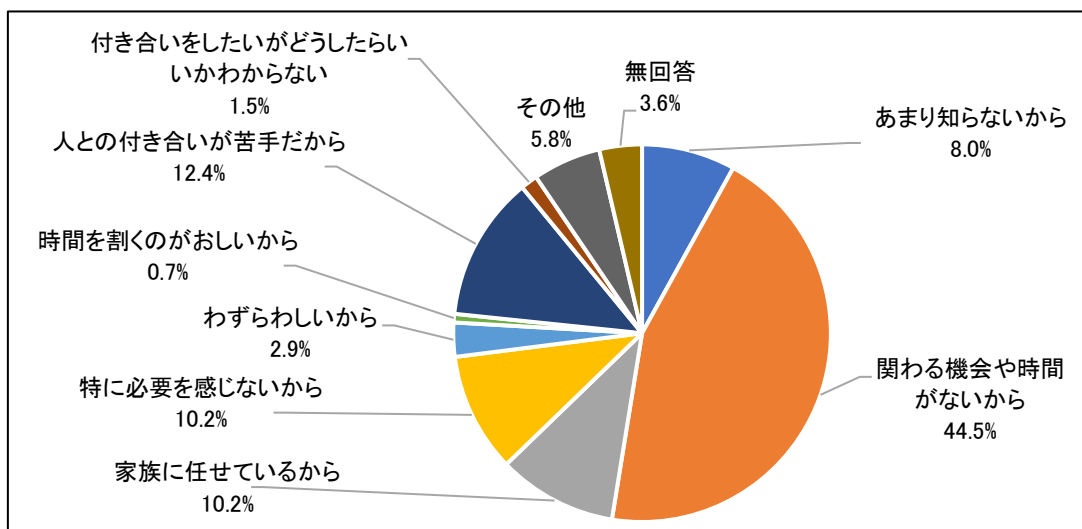
【近所付き合いの現状 性別・年齢別・居住年数別】

		困っているとき（病気、悩み、事故など）に、 相談したり、助け合ったりする お宅がある	たまに立ち話をする程度	会えば挨拶するが、それ以上の話はしない	つきあいがほとんどない	無回答	回答者数（人）
全 体		16.0%	39.1%	36.5%	7.8%	0.7%	307人
性別	男性	15.0%	37.9%	39.3%	7.1%	0.7%	140
	女性	16.9%	40.4%	34.3%	7.8%	0.6%	166
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	3
年齢別	18歳～19歳	9.1%	18.2%	45.5%	1.0%	0.0%	11
	20歳代	0.0%	12.5%	71.9%	15.6%	0.0%	32
	30歳代	10.7%	39.3%	42.9%	7.1%	0.0%	28
	40歳代	16.5%	34.2%	43.0%	6.3%	0.0%	79
	50歳代	18.2%	45.5%	30.9%	5.5%	0.0%	55
	60～64歳	13.0%	47.8%	34.8%	4.3%	0.0%	23
	65～69歳	21.4%	57.1%	21.4%	0.0%	0.0%	14
	70歳以上	25.0%	50.0%	15.6%	6.3%	3.1%	64
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	1
居住年数別	5年未満	14.3%	28.6%	48.6%	8.6%	0.0%	35
	5年～9年	22.7%	40.9%	27.3%	9.1%	0.0%	22
	10年～19年	13.3%	38.6%	41.0%	7.2%	0.0%	83
	20年～29年	13.3%	37.3%	42.7%	6.7%	0.0%	75
	30年～39年	8.7%	47.8%	34.8%	8.7%	0.0%	23
	40年以上	24.6%	44.6%	23.1%	6.2%	1.5%	65
	無回答	0.0%	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	4

問５－１ 問５で３・４と答えた方にお伺いします。付き合いがほとんどないのはなぜですか。

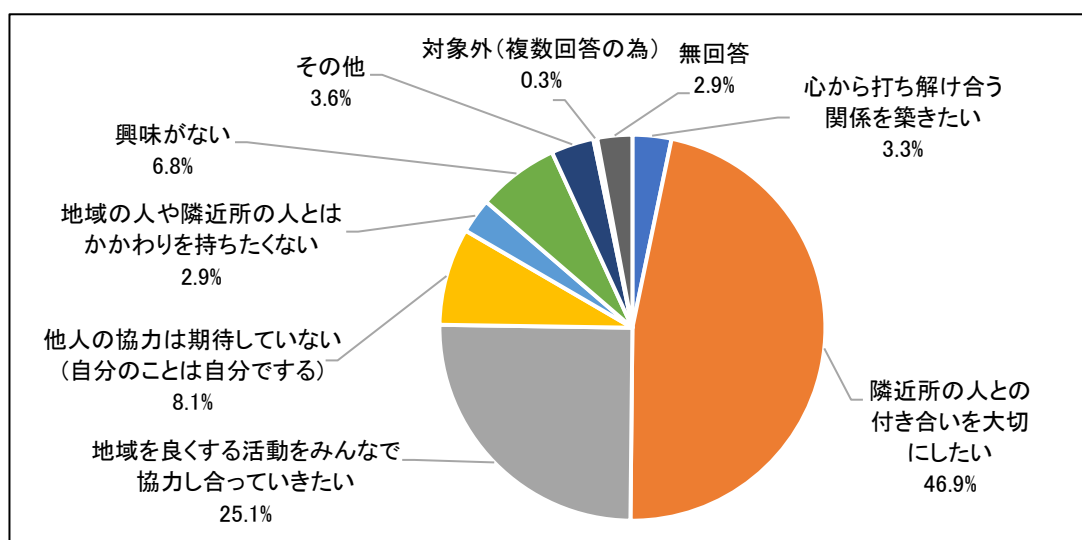
(ひとつだけ〇)

「関わる機会や時間がないから」(44.5%)、次いで「人との付き合いが苦手だから」が12.4%、「特に必要と感じないから」「家族に任せているから」が10.2%となっています。



問6 地域で人と人のかかわりについて、あなたのお考えに近いものをお選びください。
(ひとつだけ〇)

「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」(46.9%)と回答している人が最も多く、「地域を良くする活動をみんなで協力し合っていきたい」と回答している人も25.1%あり、7割以上が関わりを持ちたいと考えています。世代間で大きな差はありません。



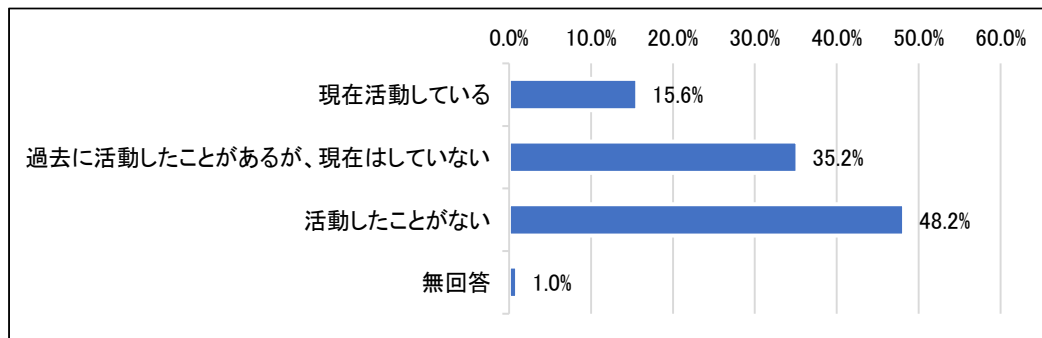
【地域でのかかわりについての考え方 性別・年齢別・居住年数別】

		い心 から打 ち解 け合 う関 係を 築 き た	隣 近 所 の 人 と の 付 き 合 い を 大 切 に し た い	地 域 を 良 く す る 活 動 を み ん な で 協 力 し 合 っ て い き た い	他 人 の 協 力 は 期 待 し て い る （ 自 分 の こ と は 自 分 で す る ）	地 域 の 人 や 隣 近 所 の 人 と は か か わ り を 持 ち た く な い	興 味 が な い	そ の 他	対 象 外 （ 複 数 回 答 の 為 ）	無 回 答	有 効 回 答 数
	全 体	10	144	77	25	9	21	11	10	9	316
性 別	男性	2.1%	44.3%	27.1%	12.9%	2.9%	5.7%	2.9%	2.1%	2.1%	140
	女性	4.2%	49.4%	22.9%	4.2%	3.0%	7.8%	4.2%	4.2%	3.6%	166
	無回答	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1
年 齢 別	18歳～19歳	0.0%	54.5%	27.3%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	11
	20歳代	0.0%	43.8%	25.0%	3.1%	12.5%	15.6%	0.0%	0.0%	0.0%	32
	30歳代	0.0%	53.6%	35.7%	0.0%	0.0%	10.7%	0.0%	0.0%	0.0%	28
	40歳代	5.1%	36.7%	25.3%	15.2%	3.8%	8.9%	1.3%	0.0%	3.8%	79
	50歳代	0.0%	47.3%	27.3%	7.3%	1.8%	3.6%	12.7%	0.0%	0.0%	55
	60～64歳	8.7%	56.5%	17.4%	4.3%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	8.7%	23
	65～69歳	0.0%	50.0%	35.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14
	70歳以上	6.3%	53.1%	18.8%	6.3%	0.0%	4.7%	3.1%	3.1%	6.3%	64
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1
居 住 年 数 別	5年未満	2.9%	54.3%	28.6%	5.7%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	2.9%	35
	5年～9年	0.0%	36.4%	40.9%	9.1%	0.0%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	22
	10年～19年	1.2%	45.8%	24.1%	13.3%	3.6%	8.4%	1.2%	0.0%	2.4%	83
	20年～29年	4.0%	46.7%	22.7%	6.7%	4.0%	6.7%	8.0%	0.0%	1.3%	75
	30年～39年	0.0%	20.0%	17.4%	4.3%	4.3%	4.3%	0.0%	0.0%	4.3%	23
	40年以上	7.7%	43.1%	24.6%	6.2%	1.5%	6.2%	4.6%	3.1%	4.6%	65
	無回答	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	4

4. 地域活動やボランティア活動についておたずねします

問7 あなたは現在、自治会(行政区)や子ども会、老人クラブなどの地域活動やボランティア活動をしていますか。(ひとつだけ○)

地域活動への活動状況は、「現在活動している」、「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」と回答している人が50.6%で、約半数が「活動したことがない」と回答しています。



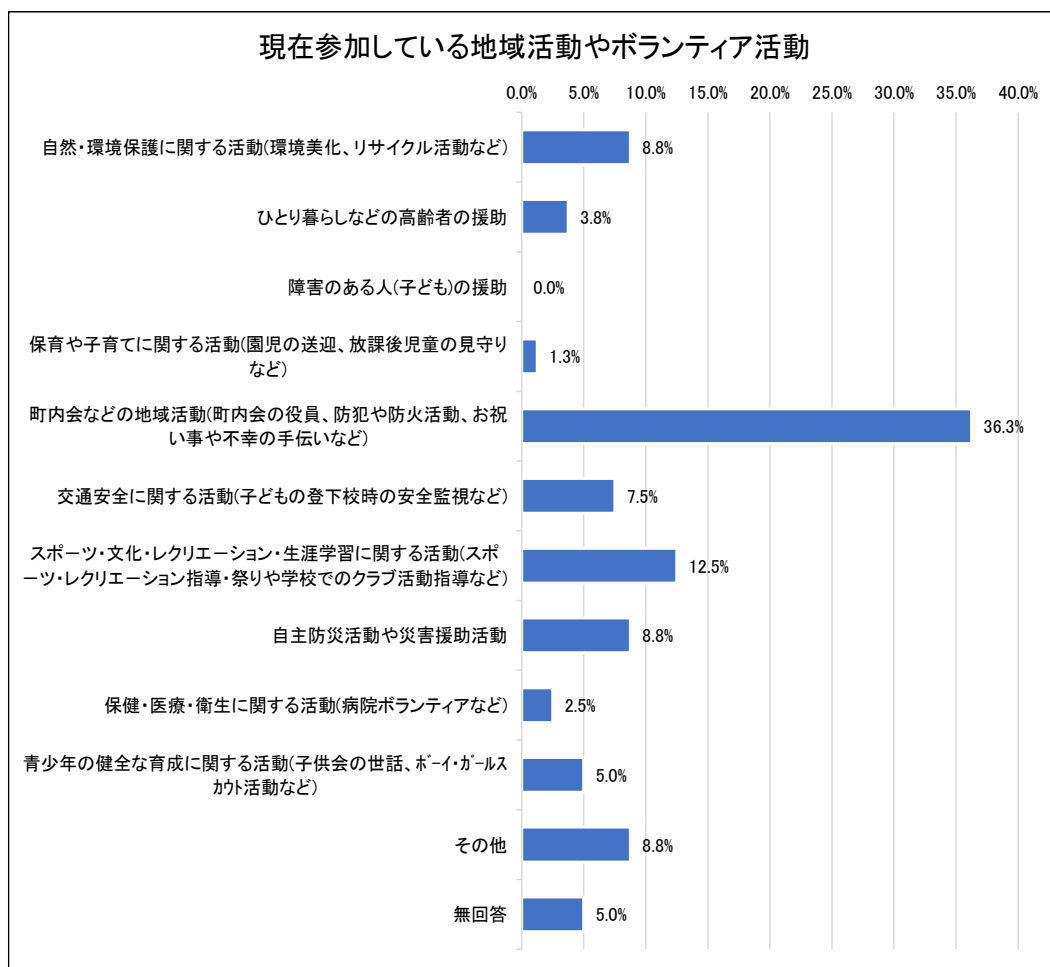
【地域活動やボランティア活動への参加状況 性別・年齢別・居住年数別】

		現在活動している	過去に活動していたことがあるが、現在は活動していない	活動したことがない	無回答	回答者数（人）
全 体		15.6%	35.2%	48.2%	1.0%	307人
性別	男性	22.9%	29.3%	47.9%	0.0%	140人
	女性	9.6%	40.4%	48.2%	1.8%	166人
	無回答	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	1人
年齢別	18歳～19歳	0.0%	36.4%	63.6%	0.0%	11人
	20歳代	3.1%	15.6%	81.3%	0.0%	32人
	30歳代	10.7%	25.0%	64.3%	0.0%	28人
	40歳代	24.1%	35.4%	40.5%	0.0%	79人
	50歳代	12.7%	43.6%	43.6%	0.0%	55人
	60～64歳	13.0%	26.1%	60.9%	0.0%	23人
	65～69歳	14.3%	35.7%	50.0%	0.0%	14人
	70歳以上	18.8%	45.3%	31.3%	4.7%	64人
居住年数別	無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1人
	5年未満	11.4%	2.9%	85.7%	0.0%	35人
	5年～9年	22.7%	31.8%	45.5%	0.0%	22人
	10年～19年	15.7%	34.9%	49.4%	0.0%	83人
	20年～29年	17.3%	38.7%	42.7%	1.3%	75人
	30年～39年	4.3%	52.2%	43.5%	0.0%	23人
	40年以上	16.9%	44.6%	36.9%	1.5%	65人
	無回答	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	4人

問 7 - 1 問 7 で 1 と 答 え た 方 に お 伺 い し ま す 。 あ な た が 現 在 参 加 し て い る 地 域 活 動 や ボ ラ ン

ティア活動はどれですか。(〇は3つまで)

「町内会などの地域活動(町内会の役員、防犯や防火活動、お祝い事や不幸の手伝いなど)」の活動に参加している人が 36.3%で最も多くなっています。ついで「スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動(スポーツ・レクリエーション指導・祭りや学校でのクラブ活動指導など) (12.5%)」となっています。



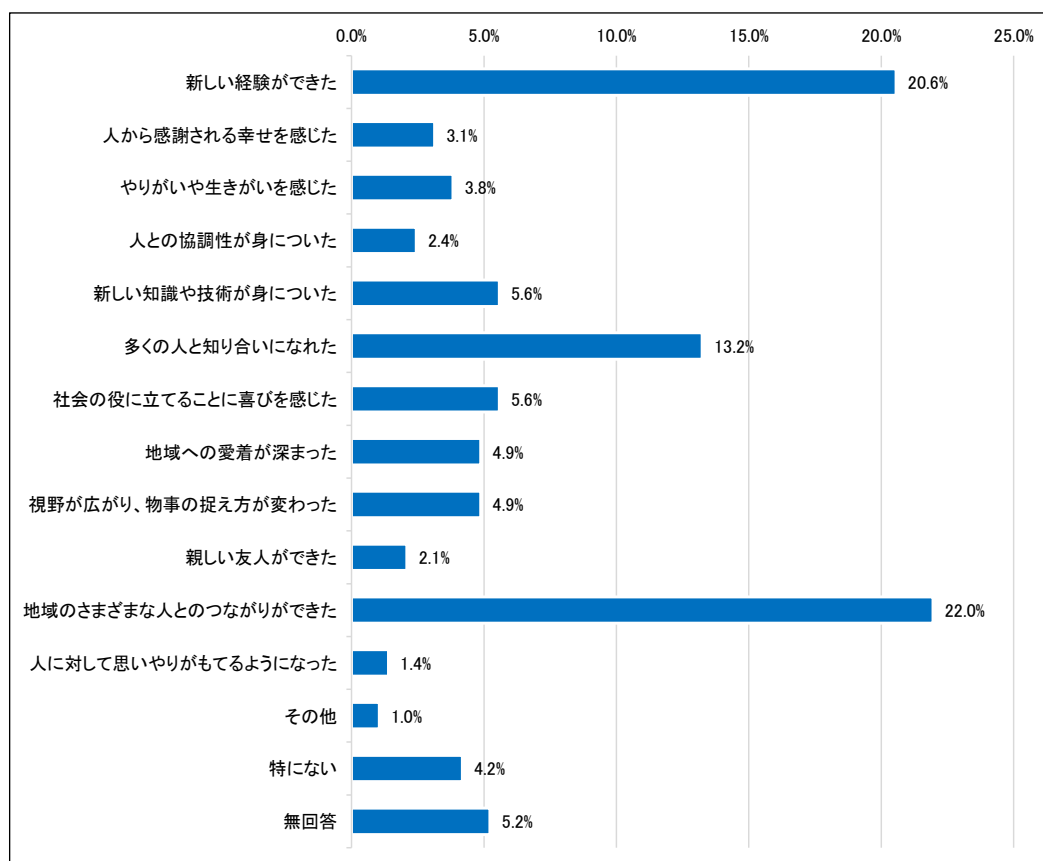
【参加している地域活動やボランティア活動状況 性別・年齢別・居住年数別】

		自然・環境保護に関する活動（環境美化、リサイクル活動など）	ひとり暮らしなどの高齢者の援助	ひとり暮らしなどの高齢者の援助	保育や子育てに関する活動（園児の送迎、放課後児童の見守りなど）	町内会などの地域活動（町内会のお祝い事や不幸の手伝いなど）	交通安全に関する活動（子どもの登下校時の安全監視など）	スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動（スポーツ・レクリエーション指導・祭りや学校でのクラブ活動指導など）	自主防災活動や災害援助活動	保健・医療・衛生に関する活動（病院ボランティアなど）	青少年の健全な育成に関する活動（子供会の世話、ホーム・キー・カー・ルスカーウト活動など）	その他	無回答	有効回答数
	全 体	7	3	0	1	29	6	10	7	2	4	7	4	80人
性別	男性	7.7%	1.9%	0.0%	1.9%	42.3%	9.6%	9.6%	13.5%	0.0%	5.8%	5.8%	1.9%	52
	女性	10.7%	7.1%	0.0%	0.0%	25.0%	3.6%	17.9%	0.0%	7.1%	3.6%	14.3%	10.7%	28
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
年齢別	18歳～19歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
	20歳代	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1
	30歳代	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	28.6%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	7
	40歳代	6.7%	0.0%	0.0%	3.3%	40.0%	3.3%	13.3%	10.0%	3.3%	6.7%	13.3%	0.0%	30
	50歳代	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	54.5%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	11
	60～64歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	3
	65～69歳	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4
	70歳以上	8.7%	8.7%	0.0%	0.0%	30.4%	17.4%	13.0%	4.3%	4.3%	0.0%	0.0%	13.0%	23
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	1
居住年数別	5年未満	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	5
	5年～9年	5.3%	10.5%	0.0%	0.0%	52.6%	0.0%	10.5%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	19
	10年～19年	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%	20.0%	5.0%	0.0%	5.0%	10.0%	0.0%	20
	20年～29年	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	10.0%	15.0%	0.0%	0.0%	15.0%	15.0%	5.0%	20
	30年～39年	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3
	40年以上	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	45.5%	22.7%	4.5%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	9.1%	22
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	2

問 7 - 2 問 7 で 1・2 と答えた方にお伺いします。地域活動やボランティア活動に参加して、

良かった点はどのようなことですか。(〇は3つまで)

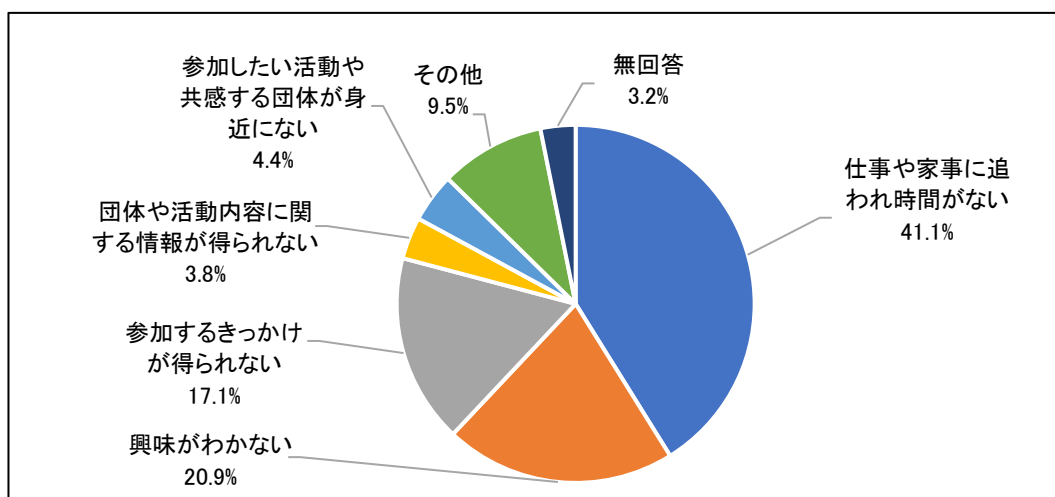
地域活動に参加して得たことは、「地域の様々な人とのつながりができた」が22%で最も多くなっています。次いで「新しい経験ができた」(20.6%)、「多くの人と知り合いになれた」(13.2%)と続きます。



問7-3 問7で3と答えた方にお伺いします。活動していない理由は何ですか。(ひとつだ

け○)

地域活動に参加していない理由としては、「仕事や家事に追われ時間がない」が41.1%と最も多くなっています。次いで「興味がわからない」(20.9%)、「参加するきっかけが得られない」(17.1%)となります。



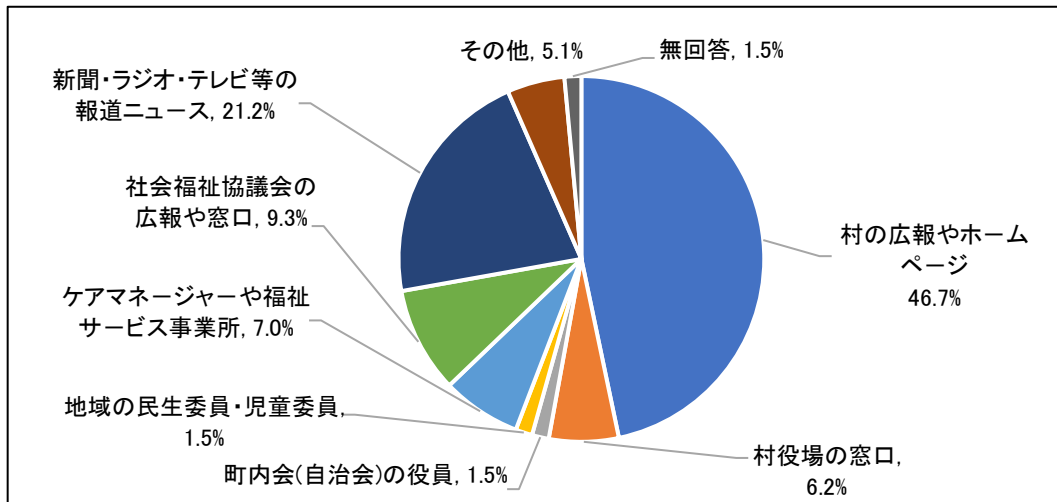
【地域活動に参加していない理由 性別・年齢別・居住年数別】

		仕事や家事に 追われ時間が ない	興味が わかない	参加する きっかけが 得られない	団体や活動 内容に関する 情報が得ら れない	い参加 したい活動 や共感する 団体が身近 にな	その他	対象外 (複数回答 の為)	無 回 答	有効回 答数
全 体		40.8%	21.0%	16.6%	3.8%	4.5%	9.6%	0.6%	3.2%	157
性 別	男性	44.1%	26.5%	10.3%	2.9%	4.4%	10.3%	0.0%	1.5%	68
	女性	37.1%	16.9%	21.3%	4.5%	4.5%	9.0%	1.1%	4.5%	89
	無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1
年 齢 別	18歳～19歳	0.0%	42.9%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7
	20歳代	14.7%	20.6%	0.0%	5.9%	5.9%	0.0%	64.7%	64.7%	34
	30歳代	55.6%	16.7%	16.7%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	18
	40歳代	67.6%	17.6%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	34
	50歳代	48.1%	18.5%	7.4%	3.7%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	27
	60～64歳	42.9%	21.4%	14.3%	7.1%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14
	65～69歳	14.3%	28.6%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	7
	70歳以上	4.0%	24.0%	24.0%	0.0%	4.0%	24.0%	0.0%	20.0%	25
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
居 住 年 数 別	5年未満	46.7%	10.0%	26.7%	3.3%	3.3%	10.0%	0.0%	0.0%	30
	5年～9年	40.0%	20.0%	30.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10
	10年～19年	50.0%	16.7%	14.3%	9.5%	2.4%	4.8%	0.0%	2.4%	42
	20年～29年	59.1%	59.1%	18.2%	0.0%	9.1%	13.6%	4.5%	4.5%	22
	30年～39年	50.0%	20.0%	10.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10
	40年以上	23.1%	23.1%	15.4%	0.0%	11.5%	19.2%	0.0%	7.7%	26
	無回答	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	2

5. 福祉サービスについておたずねします

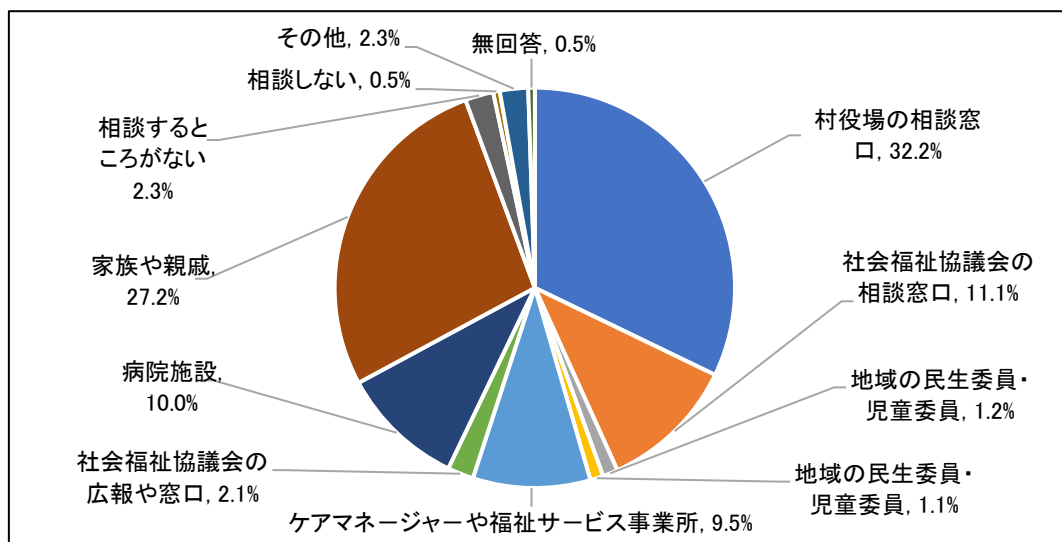
問 8 あなたは、現在「福祉サービス」に関する情報はどこから入手していますか。(〇は3つまで)

『村の広報やホームページ』が 46.7%、次に『新聞・ラジオ・テレビ等の報道ニュース』(21.2%)、『社会福祉協議会の広報や窓口』(9.3%)となっています。



問 9 あなた自身や家族が、生活上の困りごとを抱えたときや福祉サービスの利用が必要になったとき、どこ(誰)に相談しますか。(〇は3つまで)

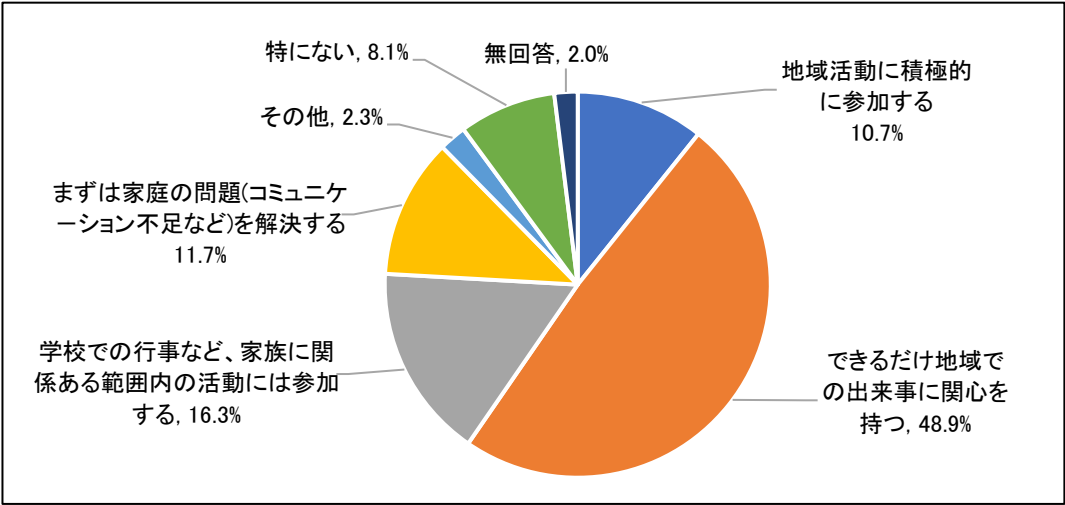
「村役場の相談窓口」(32.2%)、「家族や親戚」(27.2%)、「社会福祉協議会の相談窓口」(11.1%)となっています。



6. これからの福祉についておたずねします

問 10 私たち一人ひとりが安心して地域の中で暮らしていくために、村民のひとりとして、あなたができることはどんなことがあるとお考えですか。(〇は3つまで)

「できるだけ地域の出来事に関心を持つ」(48.9%)と答えている人が約半数います。次いで「学校での行事など、家族に関係ある範囲内の活動には参加する」(16.3%)、「家庭の問題(コミュニケーション不足など)を解決する」(11.7%)となっています。

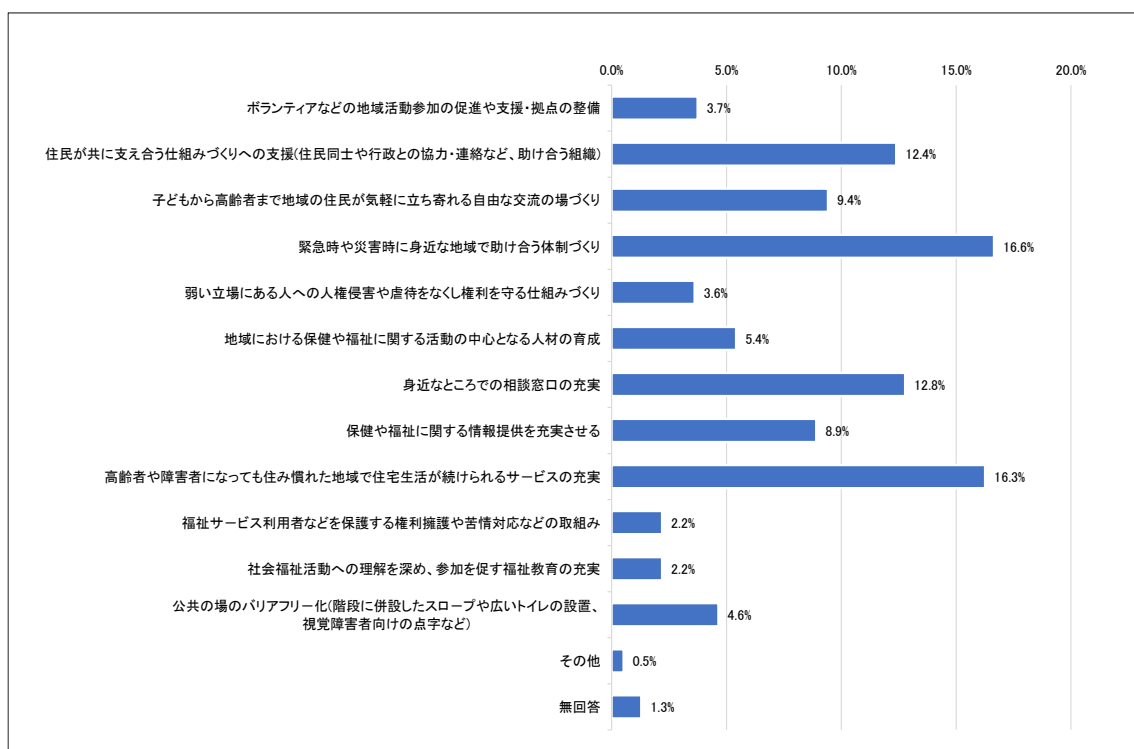


【これからの福祉について 性別・年齢別・居住年数別】

		地域活動に積極的に参加する	できるだけ地域での出来事に関心を持つ	学校での行事など、家族に関係ある範囲内の活動には参加する	まずは家庭の問題（コミュニケーション不足など）を解決する	その他	特にない	無回答	回答数（人）
全 体		33	150	50	36	7	25	6	307人
性別	男性	3.6%	25.7%	8.6%	5.7%	2.1%	4.3%	0.7%	140人
	女性	9.0%	51.2%	15.1%	13.9%	2.4%	5.4%	3.0%	166人
	無回答	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1人
年齢別	18歳～19歳	0.0%	54.5%	18.2%	18.2%	0.0%	9.1%	0.0%	11人
	20歳代	3.1%	56.3%	18.8%	12.5%	3.1%	6.3%	0.0%	32人
	30歳代	21.4%	42.9%	28.6%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	28人
	40歳代	12.7%	41.8%	30.4%	10.1%	0.0%	5.1%	0.0%	79人
	50歳代	9.1%	54.5%	12.7%	10.9%	0.0%	12.7%	0.0%	55人
	60～64歳	8.7%	65.2%	0.0%	13.0%	8.7%	4.3%	0.0%	23人
	65～69歳	7.1%	50.0%	7.1%	7.1%	7.1%	14.3%	7.1%	14人
	70歳以上	12.5%	45.3%	3.1%	15.6%	4.7%	12.5%	6.3%	64人
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	1人
居住年数別	5年未満	22.9%	42.9%	31.4%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	35人
	5年～9年	13.6%	50.0%	22.7%	9.1%	0.0%	4.5%	0.0%	22人
	10年～19年	7.2%	48.2%	21.7%	12.0%	0.0%	9.6%	1.2%	83人
	20年～29年	8.0%	57.3%	13.3%	9.3%	1.3%	10.7%	0.0%	75人
	30年～39年	8.7%	52.2%	0.0%	17.4%	8.7%	13.0%	0.0%	23人
	40年以上	12.3%	43.1%	7.7%	18.5%	6.2%	7.7%	4.6%	65人
	無回答	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	4人

問 1 1 地域に住む人々が、互いを認め合いながら、自分らしく幸せに生きる(地域福祉)ためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。(〇は3つまで)

『緊急時や災害時に身近な地域で助け合う体制づくり』(16.6%)が第1位で、次いで『高齢者や障害者になっても住み慣れた地域で住宅生活が続けられるサービスの充実』(16.3%)、『身近なところでの相談窓口の充実』(12.8%)、『住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援』(12.4%)、『子どもから高齢者まで地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場づくり』(9.4%)の順になっています。



【地域福祉のあり方について 性別・年齢別・居住年数別】

			ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援・拠点の整備	住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）	子どもから高齢者まで地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場づくり	緊急時や災害時に身近な地域で助け合う体制づくり	弱い立場にある人への人権侵害や虐待をなくし権利を守る仕組みづくり	地域における保健や福祉に関する活動の中心となる人材の育成	身近なところでの相談窓口の充実	保健や福祉に関する情報提供を充実させる
全 体			3.7%	12.4%	9.4%	16.6%	3.6%	5.4%	12.8%	8.9%
性別	男性		4.0%	14.4%	7.2%	19.0%	4.0%	6.1%	11.2%	7.5%
	女性		3.5%	10.8%	11.3%	14.8%	3.3%	4.9%	13.9%	9.9%
	無回答		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%
年齢別	18歳～19歳		3.7%	11.1%	14.8%	11.1%	7.4%	0.0%	3.7%	11.1%
	20歳代		3.7%	9.9%	11.1%	25.9%	7.4%	3.7%	6.2%	11.1%
	30歳代		6.8%	16.2%	9.5%	17.6%	2.7%	5.4%	9.5%	13.5%
	40歳代		3.8%	9.5%	11.8%	12.8%	4.7%	7.1%	16.1%	9.5%
	50歳代		1.4%	14.4%	6.8%	19.2%	2.1%	4.1%	14.4%	8.2%
	60～64歳		5.5%	9.1%	5.5%	23.6%	1.8%	5.5%	18.2%	3.6%
	65～69歳		0.0%	16.1%	6.5%	9.7%	0.0%	6.5%	22.6%	6.5%
	70歳以上		4.7%	14.8%	8.7%	14.1%	2.7%	6.0%	9.4%	7.4%
	無回答		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
居住年数別	5年未満		8.5%	16.0%	14.9%	19.1%	2.1%	4.3%	7.4%	9.6%
	5年～9年		10.2%	13.6%	16.9%	13.6%	1.7%	3.4%	8.5%	6.8%
	10年～19年		2.4%	9.1%	8.7%	13.0%	4.8%	6.3%	16.8%	9.1%
	20年～29年		1.6%	9.6%	5.3%	21.4%	4.8%	5.3%	15.0%	12.3%
	30年～39年		4.9%	14.8%	9.8%	14.8%	0.0%	4.9%	13.1%	9.8%
	40年以上		2.5%	16.5%	9.5%	17.1%	3.8%	5.7%	9.5%	4.4%
	無回答		0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	12.5%

【地域福祉のあり方について 性別・年齢別・居住年数別】（前頁からの続き）

			高齢者や障害者になっても住み慣れた地域で住宅生活が続けられるサービスの充実	福祉サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み	社会福祉活動への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実	公共の場のバリアフリー化（階段に併設したスロープや広いトイレの設置、視覚障害者向けの点字など）	その他	無回答	有効回答数
全 体			16.3%	2.2%	2.2%	4.6%	0.5%	1.3%	775
性別	男性		15.0%	3.2%	1.4%	5.2%	0.3%	1.4%	347
	女性		17.4%	1.4%	2.8%	4.0%	0.7%	1.2%	425
	無回答		0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	3
年齢別	18歳～19歳		18.5%	3.7%	0.0%	14.8%	0.0%	0.0%	27
	20歳代		8.6%	3.7%	1.2%	6.2%	1.2%	0.0%	81
	30歳代		9.5%	1.4%	5.4%	2.7%	0.0%	0.0%	74
	40歳代		15.2%	0.9%	2.4%	4.7%	1.4%	0.0%	211
	50歳代		19.2%	3.4%	2.1%	4.8%	0.0%	0.0%	146
	60～64歳		16.4%	5.5%	1.8%	1.8%	0.0%	1.8%	55
	65～69歳		22.6%	3.2%	0.0%	3.2%	0.0%	3.2%	31
	70歳以上		20.8%	0.7%	2.0%	4.0%	0.0%	4.7%	149
	無回答		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	1
居住年数別	5年未満		9.6%	2.1%	3.2%	3.2%	0.0%	0.0%	94
	5年～9年		13.6%	1.7%	3.4%	5.1%	1.7%	0.0%	59
	10年～19年		18.3%	1.9%	1.4%	7.2%	0.5%	0.5%	208
	20年～29年		17.1%	2.7%	1.6%	2.1%	1.1%	0.0%	187
	30年～39年		18.0%	3.3%	4.9%	1.6%	0.0%	0.0%	61
	40年以上		17.7%	1.9%	1.3%	5.7%	0.0%	4.4%	158
	無回答		0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	25.0%	8